

高知県広域火葬計画

(Ver. 2.0)

平成26年6月

(令和7年9月改定)

高知県

I 高知県広域火葬計画

第1 総則

1-1	目的	1
1-2	定義	1
1-3	基本方針	2
1-4	県、市町村及び火葬場設置者の役割	2

第2 平常における対応

2-1	火葬場及び連絡担当部局の把握	2
2-2	広域火葬実施体制の整備	2
2-3	遺体の保存対策	
(1)	遺体検案所、安置所の確保	2
(2)	資機材等の確保	3
2-4	緊急通行車両の事前届出	3
2-5	情報伝達手段等の整備	4
2-6	広域火葬の訓練等	4

第3 災害時における対応

3-1	広域火葬実施体制	4
3-2	被災状況の把握及び報告	4
3-3	広域火葬の応援要請及び協力の要請	5
3-4	火葬場の割振り及び調整	5
3-5	火葬要員等の派遣要請及び受入れ	6
3-6	遺体の搬送手段の確保	6
3-7	相談窓口の設置	6
3-8	災害以外の事由による遺体の火葬	7
3-9	火葬許可に係る特例的取扱い	7
3-10	火葬状況の報告	7
3-11	引取者のいない焼骨の保管	7
3-12	広域火葬の終了	7
3-13	広域火葬等の応援	7
3-14	大規模な感染症の流行等への準拠	7

II 高知県広域火葬事務処理要領

第 1 条	目的	9
第 2 条	基礎資料の整備	9
第 3 条	火葬場被害状況報告及び火葬要員等派遣要請	9
第 4 条	被害状況報告及び広域火葬応援の要請	10
第 5 条	広域火葬の協力依頼	10
第 6 条	広域火葬の受入可否等報告	10
第 7 条	県保健医療調整支部が行う応援火葬場の割り振り、報告	10
第7条の2	県保健医療調整本部を介して行う応援火葬場の割り振り、報告	11
第 8 条	広域火葬応援依頼の終了	11
第 9 条	広域火葬応援実績の報告	11
第 10 条	保健医療調整支部が設置できない場合の対応	12
第 11 条	他の都道府県等からの広域火葬依頼に係る対応	12
第 12 条	その他	12

Ⅲ 様式集

発信者	受信者	様式番号	様式名	頁
県内火葬場	支部	様式第1-1号	火葬場被害（復旧見込）状況報告・火葬要員等派遣要請	13
支部	本部	様式第1-2号	火葬場被害（復旧見込）状況報告・火葬要員等派遣要請	14
支部	本部	様式第1-3号	火葬場被害（復旧見込）状況報告・火葬要員等派遣要請	15
市町村	支部（※1）	様式第2-1号	被害状況報告・広域火葬応援要請	16
支部	本部	様式第2-2号	支部管内被害状況・広域火葬応援要請状況報告	17
支部	本部	様式第2-3号	広域火葬応援要請	18
支部	県内火葬場	様式第3-1号	広域火葬協力依頼	19
本部	県内火葬場 近隣県担当課	様式第3-2号	広域火葬協力依頼	20
本部	県内火葬場 近隣県担当課	様式第3-3号	広域火葬協力依頼（別添）	21
県内火葬場 県外火葬場	支部 本部	様式第4号	広域火葬受入可否等報告	22
支部	市町村 県内火葬場	様式第5号	広域火葬場割振（計画）表	23
本部	支部 県内外火葬場			
支部	市町村	様式第5-1号	広域火葬割振通知（要請市町村長）	24
支部 本部	県内外火葬場	様式第5-2号	広域火葬割振通知（受入火葬場用）	25
本部	支部	様式第5-3号	広域火葬割振通知（要請保健医療調整支部用）	26
火葬場	支部	様式第6号	広域火葬実施日報（※2）	27
支部	本部			
市町村	支部（※1）	様式第7-1号	広域火葬依頼実績報告	28
県内火葬場	支部	様式第7-2号	広域火葬実績報告	29
県外火葬場	本部			
支部	本部	様式第7-3号	広域火葬実績報告	30

※1 高知市にあつては本部あてに送付。

※2 支部は写しを本部あてに送付。

高知県広域火葬計画

第1 総則

1-1 目的

この計画は、「高知県地域防災計画」に基づき、災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

1-2 定義

(1) 広域火葬

この計画において「広域火葬」とは、大規模災害等により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

(2) 県

この計画において、「県」の実施体制は平常時と災害時とで異なるため、それぞれの役割について次のとおり定義する。

- ① 平常時には、「県健康政策部薬務衛生課」において、広域火葬計画の整備、市町村が行う広域火葬体制の整備の支援及び情報伝達訓練等の企画立案を行う。また、「県福祉保健所」において、管内の市町村が行う広域火葬体制の整備や実地訓練等の実施、地域ごとの課題解決に向けた支援を行う。
- ② 災害時には、平成31年2月14日付け30高健政第670号「保健医療調整本部及び保健医療調整支部の設置について」に基づき、「県保健医療調整本部」及び「県保健医療調整支部」の指揮のもと、広域火葬を円滑に実施するための措置を講じる。
- ③ 平常時及び災害時を含めた包括的な「県」としての役割について記述する場合には、単に「県」と表記するものとする。

(3) 検案・検案所

「検案」とは、人の死亡を医学的・法律的に証明するため、医師が遺体を検査し死因等を判定することをいい、「検案所」とは検案を行うための施設等をいう。

(4) 安置・安置所

「安置」とは、墓地、埋葬等に関する法律第3条の規定の趣旨を達成するほか、埋葬又は火葬までの間、遺体を保存しておくことをいい、「安置所」とは遺体を安置するための施設等をいう。

1-3 基本方針

大規模な災害等が発生した場合は、交通規制等により、遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬入することが困難となることが想定される。

このため、県、市町村及び火葬場設置者は、迅速かつ円滑な火葬を行うため、火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行うとともに、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、災害による遺体のほか、病死等による遺体を含めてこの計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

1-4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

(1) 県の役割

県は広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。

(2) 市町村の役割

市町村は、市町村内の情報収集と整理を行うとともに、近隣市町村及び県と連携し、広域火葬を円滑に実施するための措置を講じる。

(3) 火葬場設置者の役割

火葬場設置者は、県と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

第2 平常時における対応

2-1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県健康政策部薬務衛生課は、次の事項を定期的に把握し、県福祉保健所、市町村及び火葬場設置者に情報を提供するものとする。

(1) 県内及び近隣県内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、その他必要な事項

(2) 県内市町村及び近隣県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先、その他必要な事項

2-2 広域火葬実施体制の整備

(1) 市町村は、災害時における遺体の取扱い、火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害時における火葬実施体制、情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

(3) 県健康政策部薬務衛生課及び県福祉保健所は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

2-3 遺体の保存対策

(1) 遺体検案所、安置所の確保

市町村は検案所及び安置所（以下「安置所等」という。）の設置に関し、あらか

じめ関係機関と協議を行い条件整備に努め、原則として下記の条件を満たす施設を安置所等として確保し、管理全般に関する事項を定め、努めて場所を事前に指定・公表する。なお、遺体の取り扱いについては、死者に対する礼を失することなく遺体を適切に取扱うとともに遺族の感情にも十分配慮して行動するものとする。また警察本部は、法医学会、高知県医師会及び高知県歯科医師会と連携し、迅速に検案できるよう体制を整える。

- ① 検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所であること
 - ② 家族を捜索する住民の負担、安置所等の管理を担当する市町村職員等の体制を考慮し、できるだけ多くの遺体が1箇所で見検案及び安置できること
また、墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定により身元不明の遺体等については、死亡地の市町村長が火葬等を行うこととなっており、旅行者や津波等により他の自治体から流された遺体を安置する場合もあるため、自市町村内における想定遺体数以上の遺体を安置することを考慮すること
 - ③ 検案所は、海水に浸かった遺体等を洗浄する必要があることも考慮し、水道水等が確保でき、コンクリート打ちされた場所で、かつ屋根があること
排水については、油水分離槽を設けることが望ましいこと
 - ④ 道路が寸断される可能性の低いところであること
 - ⑤ 安置所についても屋内施設であることが望ましいが、状況によりテント等を使用するときは4面張りとする
 - ⑥ 遺体の身元を特定しやすくするため、遺体の着衣を洗濯できる設備を設けることが望ましいこと
- (2) 資機材等の確保
- ① 市町村は、次の事項について必要な措置を講じておくものとする。
 - ア 遺体保存のための棺、ドライアイス等資機材及び作業要員の確保
 - イ 安置所等の設置のための机、投光器、発電機、燃料、ブルーシート、担架（できればコロ付き）、遺体収納袋等資機材の確保
 - ウ 災害時における火葬場までの搬送経路の確保
 - ② 火葬場設置者は、火葬に必要な燃料、自家発電設備その他の資機材及び火葬要員の確保について必要な措置を講じておくものとする。
 - ③ 県は、遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定を関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

2-4 緊急通行車両の事前届出

市町村は、災害時等に遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両について、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として県公安委員会に事前に届け出るよう努めるものとする。

2-5 情報伝達手段等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び中国・四国地方の各県（以下「近隣県」という）間の円滑な広域火葬を確保するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

2-6 広域火葬の訓練等

- (1) 県は、市町村等関係者に対する広域火葬計画、要領の周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市町村は、高知県広域火葬計画関係資料にある遺体対応マニュアル、遺体の取扱いガイドラインを参考として市町村独自のものを作成するとともに、当該マニュアルの実効性を追求するため、不断の見直しを行うものとする。また、職員に対して広域火葬計画、要領、遺体対応マニュアル、遺体の取扱いガイドラインの研修を行い、いつでも対応できるよう努めるものとする。
- (3) 県は、市町村、火葬場設置者と連携して広域火葬訓練及び研修を随時行うものとする。

第3 災害時における対応

3-1 広域火葬実施体制

県は、大規模な災害等が発生し、広域火葬が必要であると判断した場合は、県保健医療調整本部及び県保健医療調整支部の指揮のもと、情報の収集や災害等の規模等に応じた応援可能な火葬場の選定など、円滑な広域火葬を推進するものとする。なお、災害等の規模や態様に応じ、県保健医療調整本部及び県保健医療調整支部が設置されない場合によっては、県健康政策部薬務衛生課及び県福祉保健所のそれぞれが当該機能を担う場合がある。

3-2 被災状況の把握及び報告

- (1) 火葬場設置者（高知市の区域を除く）は、災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否、出勤の可否及び火葬能力等の把握を行い、所在地を管轄する県保健医療調整支部に報告するものとする。
- (2) 被災市町村（高知市の区域を除く）は、災害発生後、速やかにその区域内の死者数の把握を行い、所在地を管轄する県保健医療調整支部に報告するものとする。
- (3) 高知市の区域にあっては、前記(1)及び(2)の報告は、県保健医療調整本部に行うものとする。
- (4) 県保健医療調整支部は、前記(1)及び(2)の報告により把握した管内市町村の被害状況を速やかに県保健医療調整本部に報告するものとする。
- (5) 県保健医療調整本部は、前記(3)及び(4)の報告により把握した被害状況を、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3-3 広域火葬の応援要請及び協力の依頼

- (1) 被災市町村（高知市の区域を除く）は、広域火葬が必要と判断したときは、所在地を管轄する県保健医療調整支部に対して広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 高知市の区域にあつては、広域火葬が必要と判断したときは、県保健医療調整本部に対し、支部間又は都道府県間の調整について要請する。
- (3) 県保健医療調整支部は、被災市町村からの応援要請又は自らの判断により、管内の火葬場設置者に対し、広域火葬の協力依頼を行う。県保健医療調整支部の管内において完結できない要請があつた場合は、県保健医療調整本部に対し、支部間又は都道府県間の調整について要請する。
- (4) 県保健医療調整本部は、県保健医療調整支部からの応援要請又は自らの判断により、県内火葬場設置者及び必要に応じて近隣県に対し、広域火葬の協力依頼を行うとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (5) 県保健医療調整本部は、県内及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、近隣県以外の都道府県による広域火葬応援について、速やかに厚生労働省に対し調整を依頼するものとする。
- (6) 県は、広域火葬の実施を決定したときは、市町村、火葬場設置者及び協定団体に、市町村は、住民及び協定以外の管内葬祭業者に速やかにその旨を周知するとともに、テレビ、ラジオ放送等を活用し速やかに県民に広報するものとする。
- (7) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県で災害が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (8) 県及び火葬場設置者は、厚生労働省からその他の都道府県への広域火葬の応援要請があつたときは、積極的にこれに対応するものとする。

3-4 火葬場の割振り及び調整

- (1) 県は、火葬場の割振りについて次の事項を実施するものとする。
 - ① 火葬場設置者、近隣県及びその他の都道府県の広域火葬の応援承諾状況の整理
 - ② 被災市町村ごとの火葬場の割振り及び当該割振りの被災市町村への通知
 - ③ 応援を承諾した火葬場設置者、近隣県及び近隣県以外の都道府県に対する火葬依頼の通知
- (2) 被災市町村は、県から火葬場の割振り通知があつた場合、次の事項を実施するものとする。
 - ① 県からの通知及び市町村内の火葬場の状況に基づき、遺体安置所に安置している遺体及び遺族が保管している遺体についての火葬場の割振り
 - ② 非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されていることなどを遺族に対して説明し、割り振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて、当該市町村が遺族に対して同意書による同意を得る。

3-5 火葬要員等の派遣要請及び受入れ

- (1) 火葬場設置者（高知市の区域を除く）は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、所在地を管轄する県保健医療調整支部を通じて県保健医療調整本部に対し火葬要員及び補助員（以下「火葬要員等」という）の派遣の手配を要請するものとする。
- (2) 高知市（火葬場）は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、県保健医療調整本部に対し火葬要員等の派遣の手配を要請するものとする。
- (3) 県保健医療調整本部は、被災した火葬場設置者からの要請に基づき他の市町村又は近隣県に対し、火葬要員等の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (4) 県保健医療調整本部は、県内の市町村及び近隣県だけでは火葬要員等の確保が困難であることが判明した場合は、近隣県以外の都道府県による火葬要員等の応援派遣について、速やかに厚生労働省に対し調整を依頼するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県内で災害等が発生したときは、火葬要員等の応援依頼を踏まえ、速やかに応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (6) 県及び火葬場設置者は、厚生労働省からその他の都道府県への火葬要員等の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。

3-6 遺体の搬送手段の確保

- (1) 被災市町村は、遺体保存のための資機材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両については、緊急通行車両を用いるものとする。
- (2) 被災市町村は、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、葬祭業者等の協定締結団体の協力を所在地を管轄する県保健医療調整支部を通じて県保健医療調整本部に要請するものとする。
- (3) 県保健医療調整本部は、協定締結団体だけでは対応できないと判断した場合は、県災害対策本部を通じて自衛隊に対し搬送手段の確保について協力を依頼するものとする。

3-7 相談窓口の設置

- (1) 被災市町村は、住民からの様々な相談に対応するために設置された相談窓口において、広域火葬に関する情報の提供及び火葬の受付を行うとともに、必要に応じて安置所等に広域火葬専用の相談窓口を設置するものとする。
- (2) 相談時に広域火葬の実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限、焼骨の受け渡し方法等について、遺族等の感情に十分配慮した上で説明するものとする。

3-8 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申し込みを受け付けるものとする。

3-9 火葬許可に係る特例的取扱い

被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、市町村又は火葬場設置者は、戸籍確認の事後の実施等、平成23年3月14日付け健衛発0314第1号「平成23年東北地方太平洋沖地震の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について」を参考に実態に応じた事務処理を行うものとする。

3-10 火葬状況の報告

- (1) 火葬場設置者は、他の被災市町村から受け入れた広域火葬実績を災害による遺体とその他の事由による遺体とに区分して、所在地を管轄する県保健医療調整支部を通じて県保健医療調整本部に日報として報告するものとする。
- (2) 県保健医療調整本部は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

3-11 引取者のいない焼骨の保管

被災市町村は、引取者のいない焼骨を火葬場から引き取り、引取者が現れるまでの間、遺骨保管所を設け保管するものとする。

3-12 広域火葬の終了

- (1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなったときは、県にその旨を連絡するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況報告から判断し広域火葬の終了が適当と認めるときは、広域火葬を終了し、関係市町村、火葬場設置者及び関係都道府県並びに厚生労働省に連絡するものとする。

3-13 広域火葬等の応援

県、市町村及び火葬場設置者は、県内又は他の都道府県で大規模災害等が発生した場合は、広域火葬について自らの判断又は被災市町村・都道府県・厚生労働省からの応援要請により、速やかに応援体制を整え積極的に応援するものとする。

3-14 大規模な感染症の流行等への準拠

この計画は、南海トラフ地震等の大規模な災害等に対応することを目的にしたものであるが、大規模な感染症の流行の場合にも、必要に応じ、この計画に準拠して対応

するものとする。

附則

この計画は、平成26年6月6日から施行する。

附則

この計画は、令和7年9月30日から施行する。

高知県広域火葬事務処理要領

(目的)

第1条

この要領は、高知県広域火葬計画（以下「広域火葬計画」という。）に基づき、県、市町村、火葬場設置者及び他都道府県の広域火葬連絡調整担当課等との間の広域火葬に関する速やかな情報の伝達に必要な事項を定め、広域火葬を円滑に実施することを目的とする。

なお、県の実施体制については、平常時と災害時とでそれぞれの役割が異なるため、この要領において次のとおり区分して記述する。なお、包括的な県としての役割について記述する場合には、単に「県」と表記するものとする。

平常時における県の実施機関	・・・	県健康政策部薬務衛生課、県福祉保健所
災害時における県の実施機関	・・・	県保健医療調整本部、県保健医療調整支部

(基礎資料の整備)

第2条

県健康政策部薬務衛生課は、次に掲げる基礎資料を作成し、市町村、火葬場設置者及び県福祉保健所に周知する。

- (1) 市町村等連絡調整担当課一覧
- (2) 県内火葬場一覧
- (3) 中国・四国地方の各県（以下「近隣県」という。）火葬場一覧
- (4) その他必要な資料

2 県健康政策部薬務衛生課、県福祉保健所、市町村及び火葬場設置者は、大規模災害時において資機材の調達、運搬、火葬等の広域的応援の円滑な推進を確保するため、平常時から前項に掲げられた資料を常備し、活用する。

(火葬場被害状況報告及び火葬要員等派遣要請)

第3条

広域火葬計画第3（3-2）の規定による火葬場の被害（復旧見込）状況報告及び広域火葬計画第3（3-5）の規定による火葬要員等派遣要請は次のとおり行う。

- (1) 火葬場設置者による、被害（復旧見込）状況の報告及び火葬要員等派遣要請は、様式第1-1号により行う。
- (2) 県保健医療調整支部による、県保健医療調整本部への火葬場の被害（復旧見込）状況の報告及び火葬要員等派遣要請は、様式第1-2号及び様式第1-3号により行う。

(被害状況報告及び広域火葬応援の要請)

第4条

広域火葬計画第3(3-3(1)~(3))の規定による広域火葬応援を要請する場合は、死亡者数等の被害状況を速やかに通報した後、追って火葬依頼遺体数等について要請するものとし、その要請は次のとおり行う。

(1) 被災市町村による、被害状況報告・広域火葬応援要請は、様式第2-1号により行う。

(2) 県保健医療調整支部による、県保健医療調整本部への支部管内被害状況・広域火葬応援要請状況報告は、様式第2-2号により行う。

(3) 支部管内において火葬調整できない場合における、県保健医療調整支部による、県保健医療調整本部への広域火葬応援要請は、様式第2-3号により行う。

2 前項の被害状況報告及び広域火葬応援要請は、被災市町村の区域内における死亡者数の大幅な変動等により、新たにその必要が生じた場合は、その都度行うものとする。

(広域火葬の協力依頼)

第5条

広域火葬計画第3(3-3(4))の規定による広域火葬の協力依頼は次のとおり行う。

(1) 県保健医療調整支部による、管轄地域の火葬場設置者への広域火葬協力依頼は、様式第3-1号により行う。

(2) 県保健医療調整本部による、火葬場設置者又は近隣県への広域火葬協力依頼は、様式第3-2号及び様式第3-3号により行う。

2 広域火葬計画第3(3-3(5))の規定による協力依頼及びその様式については県保健医療調整本部において、厚生労働省と協議のうえ実施するものとする。

3 前2項の広域火葬協力依頼等は、前条に対応してその都度行う。

(広域火葬の受入可否等報告)

第6条

前条第1項に基づく広域火葬協力依頼を受けた火葬場設置者は、直ちに火葬受入の可否及び受入計画を検討し、速やかに依頼元である県保健医療調整支部又は県保健医療調整本部へ様式第4号により報告する。

(県保健医療調整支部が行う応援火葬場の割り振り、報告)

第7条

県保健医療調整支部は、前条に規定する広域火葬受入可否等報告の到着後、応援火葬場割振(計画)表(様式第5号)を作成する。

2 県保健医療調整支部は応援火葬割振(計画)表(様式第5号)とともに、速やかに被災市町村へ応援火葬場割振通知(要請市町村用)(様式第5-1号)を、また、広域

火葬応援を行う火葬場設置者へ応援火葬場割振通知（受入火葬場用）（様式第5-2号）を送付するものとする。

- 3 広域火葬計画第3（3-10）による報告は、広域火葬実施日報（様式第6号）により速やかに行うものとし、管内の火葬場から当該報告を受けた県保健医療調整支部は、当該日報の写しをその都度、県保健医療調整本部に送付するものとする。

（県保健医療調整本部を介して行う応援火葬場の割り振り、報告）

第7条の2

県保健医療調整本部は、第6条に規定する広域火葬受入可否等報告の到着後、応援火葬場割振（計画）表（様式第5号）を作成する。なお、割り振りを行うべき被災市町村は県保健医療調整支部により割り当てられるため、当該記入欄は空欄で県保健医療調整支部に送付するものとする。

- 2 県保健医療調整本部は応援火葬割振（計画）表（様式第5号）とともに、速やかにその管轄の県保健医療調整支部へ応援火葬場割振通知（要請県保健医療調整支部用）（様式第5-3号）を送付するものとする。
- 3 県保健医療調整支部は県保健医療調整本部から送付された応援火葬割振（計画）表（様式第5号）をもとに被災市町村を割り当て（遺体搬入被災市町村欄に割り当て結果を記入）、速やかに被災市町村へ応援火葬場割振通知（要請市町村用）（様式第5-1号）を、また、県保健医療調整本部へ応援火葬場割振通知（受入火葬場用）（様式第5-2号）を送付するものとする。
- 4 県保健医療調整本部は県保健医療調整支部から送付された被災市町村割り振り済みの応援火葬割振（計画）表（様式第5号）及び応援火葬場割振通知（受入火葬場用）（様式第5-2号）を速やかに広域火葬応援を行う火葬場設置者へ送付するものとする。
- 5 広域火葬計画第3（3-10）による報告は、広域火葬実施日報（様式第6号）により速やかに行うものとし、管内の火葬場から当該報告を受けた県保健医療調整支部は、当該日報の写しをその都度、県保健医療調整本部に送付するものとする。

（広域火葬応援依頼の終了）

第8条

被災市町村の担当部局は、広域火葬の必要がなくなる前日までに県保健医療調整支部へ電話等でその旨を連絡し、完了したときは、速やかに広域火葬依頼実績報告（様式第7-1号）を送付する。

- 2 県保健医療調整支部は、被災市町村から前項の報告を受けたときは、県保健医療調整本部にその旨を連絡する。

（広域火葬応援実績の報告）

第9条

県は、前条の連絡を受けたときは直ちに広域火葬応援を行っている火葬場設置者へ

その旨を連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた火葬場設置者は、速やかに依頼元である県保健医療調整支部又は県保健医療調整本部へ火葬等依頼被災市町村ごとの広域火葬実績報告（様式第7-2）を送付するものとする。
- 3 前項の報告を受けた県保健医療調整支部は、管内の広域火葬実績をとりまとめ、広域火葬実績報告（様式第7-3号）を作成し、県保健医療調整本部へ送付するものとする。

（保健医療調整支部が設置できない場合の対応）

第10条

庁舎が重大な被害を受ける等の事由により、県保健医療調整支部が設置できない場合にあつては、第3条から前条までの規定において当該県保健医療調整支部が行うこととしている広域火葬のための対応は、県保健医療調整本部が代行するものとする。

- 2 前項の規定による場合において、第3条から前条までに規定されている被災市町村及び火葬場設置者が行うこととされている広域火葬のための報告、要請等は県保健医療調整本部に対し行う。

（他の都道府県等からの広域火葬依頼に係る対応）

第11条

近隣県及び近隣県以外の都道府県から広域火葬応援の要請があつた場合、県、火葬場設置者は、速やかに応援協力の体制を整える。

（その他）

第12条

この要領の実施に関しその他必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成26年6月6日から適用する。

附則

この要領は、令和7年9月30日から適用する。

様式第1-1号(第3条関係)

年 月 日

高知県保健医療調整 支部長 様
 高知県保健医療調整本部長 様 ※1
 (高知県健康政策部事務取り扱い)

(県内)火葬場設置者()

火葬場被害(復旧見込)状況報告・火葬要員等派遣要請(第 報)

年 月 日 時 分に発生した()による火葬場の被害(復旧見込)状況・火葬要員等応援要請は、次のとおりです。

点検日時	年 月 日	
被害状況 (復旧見込)	火葬炉本体	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)
	火葬炉付帯設備	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)
	建屋	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)
	進入路	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)
	その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)
火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし (最大火葬数 体/日)	
	<input type="checkbox"/> 一部不能 (最大火葬数 体/日)	
	<input type="checkbox"/> 不能 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調整中	
復旧見込	一部稼働	年 月 日
	全部稼働	年 月 日
その他	電話・職員の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり ()
	燃料の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり ()
	損傷箇所の写真撮影	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
	復旧時の火葬要員等派遣要請事項	(内容:)
連絡担当者	担当部局課名	
	職名・氏名	
	電話	
	F A X	
	e-mail	

※1 被害状況により、保健医療支部が設置されていない場合にあっては、保健医療調整本部長あてに報告してください。

災 害 緊 急

様式第1-2号(第3条関係)

年 月 日

保健医療調整本部長 様

保健医療調整 支部長

火葬場被害(復旧見込)状況報告・火葬要員等派遣要請(第 報)

年 月 日 時 分に発生した()による管内の
火葬場の被害(復旧見込)状況・火葬要員等応援要請 は、別添様式第1-3号のとおりです。

職 名 ・ 氏 名	
電 話	
F A X	
e - m a i l	

火葬場名	点検日時	被害状況					火葬炉の使用					復旧見込	その他・連絡担当者			
		火葬炉本体	火葬炉付帯設備	建屋	進入路	その他	支障なし	一部不能	不能	不明	調整中		電話・職員の確保等	損傷箇所の写真	復旧時の火葬要員等派遣要請事項	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一部稼働	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	内容:
	時 分	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	支障なし又は一部不能の場合 最大火葬数					年 月 日	<input type="checkbox"/> 支障あり	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
											体/日	全部稼働	氏名		TEL	
											年 月 日	年 月 日	FAX		e-mail	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一部稼働	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	内容:
	時 分	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	支障なし又は一部不能の場合 最大火葬数					年 月 日	<input type="checkbox"/> 支障あり	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
											体/日	全部稼働	氏名		TEL	
											年 月 日	年 月 日	FAX		e-mail	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一部稼働	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	内容:
	時 分	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	支障なし又は一部不能の場合 最大火葬数					年 月 日	<input type="checkbox"/> 支障あり	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
											体/日	全部稼働	氏名		TEL	
											年 月 日	年 月 日	FAX		e-mail	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一部稼働	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	内容:
	時 分	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	支障なし又は一部不能の場合 最大火葬数					年 月 日	<input type="checkbox"/> 支障あり	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
											体/日	全部稼働	氏名		TEL	
											年 月 日	年 月 日	FAX		e-mail	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一部稼働	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	内容:
	時 分	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	支障なし又は一部不能の場合 最大火葬数					年 月 日	<input type="checkbox"/> 支障あり	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
											体/日	全部稼働	氏名		TEL	
											年 月 日	年 月 日	FAX		e-mail	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一部稼働	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	内容:
	時 分	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	支障なし又は一部不能の場合 最大火葬数					年 月 日	<input type="checkbox"/> 支障あり	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
											体/日	全部稼働	氏名		TEL	
											年 月 日	年 月 日	FAX		e-mail	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一部稼働	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	内容:
	時 分	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	支障なし又は一部不能の場合 最大火葬数					年 月 日	<input type="checkbox"/> 支障あり	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
											体/日	全部稼働	氏名		TEL	
											年 月 日	年 月 日	FAX		e-mail	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一部稼働	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	内容:
	時 分	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	【状況】	支障なし又は一部不能の場合 最大火葬数					年 月 日	<input type="checkbox"/> 支障あり	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
											体/日	全部稼働	氏名		TEL	
											年 月 日	年 月 日	FAX		e-mail	

様式第2-1号(第4条関係)

年 月 日

高知県保健医療調整 支部長 様
 高知県保健医療調整本部長様 ※1
 (高知県健康政策部事務取り扱い)

()市町村長

被害状況報告・広域火葬応援要請(第 報)

当市町村内において次のとおり多数の死亡者が発生したため、その死亡者の火葬等に係る広域応援を要請します。

		年	月	日	時現在	
被害状況	死亡者数 (災害以外の死亡を含む) ※2			人	死亡者数 内 訳	大人: 人
		前報比増減比		人	※2	小人: 人
	行方不明者数			人	胎児: 人	不明: 人
		人(前報比増減数 人)				
火葬等 応援要 請事項	遺体数 (災害以外の死亡を含む) ※3			人	遺体数 内 訳	大人: 体
		前報比増減比		人	※2	小人: 体
その他	(棺の確保等)					
	棺:		基	納体袋:		袋
	ドライアイス:		人分	骨つぼ:		個
	その他:					
連絡調整担当者	担当部局課名					
	職名・氏名					
	電話					
	F A X					
	e-mail					

※1 高知市の区域にあつては、高知県保健医療調整本部長あてに送付してください。その他の市町村の区域であっても、被害状況により、保健医療調整支部が設置されていない場合にあつては、保健医療調整本部長あてに送付してください。

※2 小人は、12歳未満の子供とする。

※3 「遺体」とは検案終了した火葬できる状態をいう。

保健医療調整本部長 様

保健医療調整 支部長

支部管内被害状況・広域火葬応援要請状況報告(第 報)

年 月 日 時 分に発生した()による管内の市町村における広域火葬応援要請状況は、以下のとおりです。

No.	市町村名	受付日時	死者数				火葬等応援要請数								
			大人	小人	胎児	不明	大人	小人	胎児	不明	棺	納体袋	ドライアイス	骨つぼ	その他
1		月 日 時													
2		月 日 時													
3		月 日 時													
4		月 日 時													
5		月 日 時													
6		月 日 時													
7		月 日 時													
8		月 日 時													
9		月 日 時													
合計															

職名・氏名	
電 話	
F A X	
e - m a i l	

保健医療調整本部長 様

保健医療調整 支部長

広域火葬応援要請(第 報)

年 月 日 時 分に発生した()により、各市町村において多数の死者が発生し、当支部管内で対応できない要請について、以下のとおり他の保健医療調整支部管内又は県外の火葬場への応援を要請しますので、火葬応援の可否について報告をお願いします。

No.	市町村名	受付日時	火葬等応援要請数 ※								
			大人	小人	胎児	不明	棺	納体袋	ドライアイス	骨つぼ	その他
1		月 日 時									
2		月 日 時									
3		月 日 時									
4		月 日 時									
5		月 日 時									
6		月 日 時									
7		月 日 時									
8		月 日 時									
9		月 日 時									
合計											

※ 支部管内において最大限可能な限り火葬調整するものとし、そのうえで調整が見つからない応援要請について記入すること。

職 名 ・ 氏 名	
電 話	
F A X	
e - m a i l	

災 害 緊 急

様式第3-1号(第5条関係)

年 月 日

(県内)火葬場設置者() 様

高知県保健医療調整 支部長

広域火葬協力依頼(第 報)

年 月 日 時 分に発生した()により、次の市町村において多数の死亡者が発生し、火葬応援の要請がありましたので、貴火葬場における火葬応援の可否について報告をお願いします。

災 害 発 生 市 町 村 名								
		(第2報以降、既応援要請市町村は△印、新規応援要請市町村は○印をつける)						
火葬等 応援要 請事項	遺体数※1 (災害以外の死亡を含む)	【 月 日 時現在】			遺体数 内 訳 ※2	大人:		体
		体				小人:		体
	その他	(棺の確保等)						
		棺:		基	納体袋:		袋	
		ドライアイス:		人分	骨つぼ:		個	
		その他:						
連絡調整担当者		職 名 ・ 氏 名						
		電 話						
		F A X						
		e - m a i l						

※1 「遺体」とは検案終了した火葬できる状態をいう。

※2 小人は、12歳未満の子供とする。

災 害 緊 急

様式第3-2号(第5条関係)

■ 年 ■ 月 ■ 日

火葬場設置者(■■■■■)
■■■■■ 県 ■■■■■ 課長 様

高知県保健医療調整本部長
(高知県健康政策部事務取り扱い)

広域火葬協力依頼(第 ■■■ 報)

■ 年 ■ 月 ■ 日 ■ 時 ■ 分に発生した(■■■■■)により、高知県内において多数の死亡者が発生し、別添様式第3-3号のとおり各市町村から火葬応援の要請がありましたので、貴火葬場における火葬応援の可否について報告をお願いします。

職 名 ・ 氏 名	■■■■■
電 話	■■■■■
F A X	■■■■■
e - m a i l	■■■■■

No.	市町村名	受付日時			火葬等応援要請数								
					大人	小人	胎児	不明	棺	納体袋	ドライアイス	骨つぼ	その他
1		月	日	時									
2		月	日	時									
3		月	日	時									
4		月	日	時									
5		月	日	時									
6		月	日	時									
7		月	日	時									
8		月	日	時									
9		月	日	時									
10		月	日	時									
11		月	日	時									
12		月	日	時									
13		月	日	時									
14		月	日	時									
15		月	日	時									
16		月	日	時									
17		月	日	時									
18		月	日	時									
19		月	日	時									
20		月	日	時									
21		月	日	時									
22		月	日	時									
23		月	日	時									
24		月	日	時									
25		月	日	時									
26		月	日	時									
27		月	日	時									
28		月	日	時									
29		月	日	時									
30		月	日	時									
31		月	日	時									
32		月	日	時									
33		月	日	時									
34		月	日	時									
合計													

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

高知県保健医療調整 支部長 様

高知県保健医療調整本部長 様 ※1
 (高知県健康政策部事務取り扱い) ※2

火葬場設置者()

広 域 火 葬 受 入 可 否 等 報 告

年 月 日付けで依頼のありました火葬応援について、次のとおり報告します。

火葬応援	<input type="checkbox"/> 受入可	<input type="checkbox"/> 否	(今後の受入の可能性:)								
火葬場名			所在地								
受入可能遺体数等 ※3	月	日	()	時	~	時	大人	体	小人	体	
	月	日	()	時	~	時	大人	体	小人	体	
	月	日	()	時	~	時	大人	体	小人	体	
	月	日	()	時	~	時	大人	体	小人	体	
	月	日	()	時	~	時	大人	体	小人	体	
	月	日	()	時	~	時	大人	体	小人	体	
	月	日	()	時	~	時	大人	体	小人	体	
その他	上記以降の火葬受入可否			<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中							
	火葬場内における棺運搬			<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中							
	被災市町村火葬場への要員派遣			<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中							
	その他(骨つぼの確保等)										
連絡担当者	担当部局課名										
	職名・氏名										
	電 話							(内線)			
	F A X										
	e - m a i l										

- ※1 県外応援火葬場設置者は高知県保健医療調整本部長あてに報告してください。
- ※2 依頼元が異なる場合がありますので、県内応援火葬場設置者は、必ず依頼元の保健医療調整支部長又は保健医療調整本部長あてに報告してください。
- ※3 小人は、12歳未満の子供とする。

応援火葬場割振(計画)表

割振(計画)表作成者: _____

現在 No. _____

	広域火葬場名 及び所在地	担当部局課・担当者 及びTEL、FAX	遺体搬入 被災市町村名	担当部局課・担当者 及びTEL、FAX	受入可能日時及び遺体数 (午前・午後の場合には2段書き)								左記月日以降の 受入	火葬場内での 棺運搬等要員	被災地火葬場 要員派遣	その他応援 可能内容	
					月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1	火葬場名	担当部局課	市町村名	担当部局課	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	所在地	担当者		担当者	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		TEL		TEL	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		FAX		FAX	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	火葬場名	担当部局課	市町村名	担当部局課	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	所在地	担当者		担当者	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		TEL		TEL	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		FAX		FAX	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	火葬場名	担当部局課	市町村名	担当部局課	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	所在地	担当者		担当者	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		TEL		TEL	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		FAX		FAX	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	火葬場名	担当部局課	市町村名	担当部局課	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	所在地	担当者		担当者	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		TEL		TEL	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		FAX		FAX	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	火葬場名	担当部局課	市町村名	担当部局課	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	所在地	担当者		担当者	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		TEL		TEL	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		FAX		FAX	月	日	時	時	大人	体	・	小人	体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※保健医療調整本部から保健医療調整支部に、この計画表を送付する場合は、「遺体搬入被災市町村名」及び「担当部局課・担当者及びTEL、FAX欄は空欄で送付すること。

災 害 緊 急

様式第5-1号(第7条関係)

年 月 日

()市町村長 様

高知県保健医療調整 支部長

広域火葬場割振通知(要請市町村用)

年 月 日付けで依頼のあった広域火葬応援要請(第 報)については、貴市町村の火葬を別添様式5の火葬場に割り振りましたので、通知します。

なお、詳細については、当該火葬場と直接協議・調整を行い、円滑な火葬計画の推進を図ってください。

○添付書類: 応援火葬場割振(計画)表 枚 (No. ~ No.)

【 年 月 日 現在】

	職 名 ・ 氏 名	
	電 話	
	F A X	
	e - m a i l	

災 害 緊 急

様式第5-2号(第7条関係)

年 月 日

火葬場設置者() 様

高知県保健医療調整 支部長
高知県保健医療調整本部長
(高知県健康政策部事務取り扱い)

広域火葬場割振通知(受入火葬場用)

年 月 日付けの広域火葬場受入報告に基づき、別添様式5のとおり要応援被災市町村を割り振りましたので、通知します。

なお、詳細については、別途被災市町村が、各火葬場に直接協議・調整の連絡を行いますので、円滑な火葬計画の推進にご協力をお願いします。

○添付書類: 応援火葬場割振(計画)表 枚 (No. ~ No.)

【 年 月 日 現在】

連絡担当者	職名・氏名	
	電 話	
	F A X	
	e-mail	

災 害 緊 急

様式第5-3号(第7条の2関係)

年 月 日

保健医療調整 支部長 様

保健医療調整本部長

広域火葬場割振通知(要請保健医療調整支部用)

年 月 日付けで依頼のあった広域火葬応援要請(第 報)については、貴管内の火葬を別添様式第5号のとおり割り振りましたので、通知します。

なお、被災市町村の割り振りが決まりましたら、受入火葬場に通知する必要がありますので、様式第5号(被災市町村記入済み)及び広域火葬場割振通知(受入火葬場用)様式第5-2号を返送してください。

○添付書類: 応援火葬場割振(計画)表 枚 (No. ~ No.)

【 年 月 日 現在】

連絡担当者	職名・氏名	
	電 話	
	F A X	
	e-mail	

様式第6号(第7条、第7条の2関係)

年 月 日

高知県保健医療調整 支部長 様 ※1
 高知県保健医療調整本部長 様 ※2
 (高知県健康政策部事務取り扱い)

火葬場設置者()

広 域 火 葬 実 施 日 報

年 月 日に行った被災市町村内から搬入された遺体の火葬実施状況は、次のとおりです。

火 葬 場 名								
所 在 地								
火葬場等依頼被災市町村名								
火葬実績	総計		体	内	大人:	体 (累計:	体)	
					小人:	体 (累計:	体)	
					(累計:	体)	訳	その他:
	死亡原因内訳	災害		体	内	大人:	体 (累計:	体)
						小人:	体 (累計:	体)
						(累計:	体)	訳
		災害以外		体	内	大人:	体 (累計:	体)
						小人:	体 (累計:	体)
						(累計:	体)	訳
その他応援事項 (連絡事項を含む)								
(参考) 自市町村分 火葬実績 ※3、※4		災害によるもの	体	内	大人:	体 (累計:	体)	
					小人:	体 (累計:	体)	
					(累計:	体)	訳	その他:
		災害以外によるもの	体	内	大人:	体 (累計:	体)	
					小人:	体 (累計:	体)	
					(累計:	体)	訳	その他:
報告担当者		担当部局課名						
		職名・氏名						
		電 話						
		F A X						
		e - m a i l						

(注)本表は1火葬場あたり1被災市町村ごとに作成し、速やかに報告してください。

※1 県外応援火葬場設置者は、高知県保健医療調整本部長あてに報告してください。

※2 依頼元が異なる場合がありますので、県内応援火葬場設置者は、必ず依頼元の保健医療調整支部長又は保健医療調整本部長あてに報告してください。

※3 小人は、12歳未満の子供とする。

※4 高知県外の火葬場にあつては、参考欄は記入不要。

様式第7-1号(第8条関係)

年 月 日

高知県保健医療調整 支部長 様
 高知県保健医療調整本部長 様 ※1
 (高知県健康政策部事務取り扱い)

()市町村長

広域火葬依頼実績報告

当市町村からの応援火葬場への広域火葬依頼実績は、次のとおりです。

火葬場名														
所在地														
火葬 依頼 実績	月日・曜日	依頼実績 (体) (右欄合計)	内訳 ※2											
			災害死亡(体)				災害以外の死亡(体)							
			大人	小人	胎児	不明	大人	小人	胎児	不明				
			月	日	()	体								
	月	日	()	体										
	月	日	()	体										
	月	日	()	体										
	月	日	()	体										
	月	日	()	体										
	月	日	()	体										
	月	日	()	体										
	月	日	()	体										
	月	日	()	体										
	月	日	()	体										
	月	日	()	体										
	合	計		体										
その他														
報告担当者	担当部局課名													
	職名・氏名													
	電話													
	F A X													
	e-mail													

(注)本表は1火葬場あたり1被災市町村ごとに作成し、速やかに報告してください。

※1 高知市の区域にあつては、高知県保健医療調整本部長あてに送付してください。その他の市町村の区域であっても、被害状況により、保健医療調整支部が設置されていない場合にあつては、保健医療調整本部長あてに送付してください。

※2 小人は、12歳未満の子供とする。

様式第7-2号(第9条関係)

年 月 日

高知県保健医療調整 支部長 様 ※1
 高知県保健医療調整本部長 様 ※2
 (高知県健康政策部事務取り扱い)

火葬場設置者()

広 域 火 葬 実 績 報 告

被災市町村から搬入された遺体の広域火葬実績は、次のとおりです。

火葬場名												
所在地												
火葬等依頼被災市町村名												
火葬 依 頼 実 績	月日・曜日	依頼実績 (体) (右欄合計)	内訳※3									
			災害死亡(体)				災害以外の死亡(体)					
				大人	小人	胎児	不明	大人	小人	胎児	不明	
	月	日()	体									
	月	日()	体									
	月	日()	体									
	月	日()	体									
	月	日()	体									
	月	日()	体									
	月	日()	体									
	月	日()	体									
	合 計		体									
	そ の 他	<input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 ・ 調整中(状況:)										
被災火葬場への要員派遣数等				延べ		日		延べ		人		
報 告 担 当 者		担 当 部 局 課 名										
		職 名 ・ 氏 名										
		電 話										
		F A X										
		e - m a i l										

(注)本表は1火葬場あたり1被災市町村ごとに作成し、速やかに報告してください。

※1 県外応援火葬場設置者は、高知県保健医療調整本部長あてに報告してください。

※2 依頼元が異なる場合がありますので、県内応援火葬場設置者は、必ず依頼元の保健医療調整支部長又は保健医療調整本部長あてに報告してください。

※3 小人は、12歳未満の子供とする。

保健医療調整本部長 様

保健医療調整 支部長

広域火葬実績報告()枚目

被災市町村から搬入された遺体の広域火葬実績(当管内の火葬場における広域火葬実績)は、次のとおりです。

No.	依頼者	火葬場名	総計				災害				災害以外				その他 応援事項
	市町村名		大人	小人	胎児	不明	大人	小人	胎児	不明	大人	小人	胎児	不明	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
合 計															

※ 用紙が1枚で足りない場合は複数枚にわたってもよいこと。

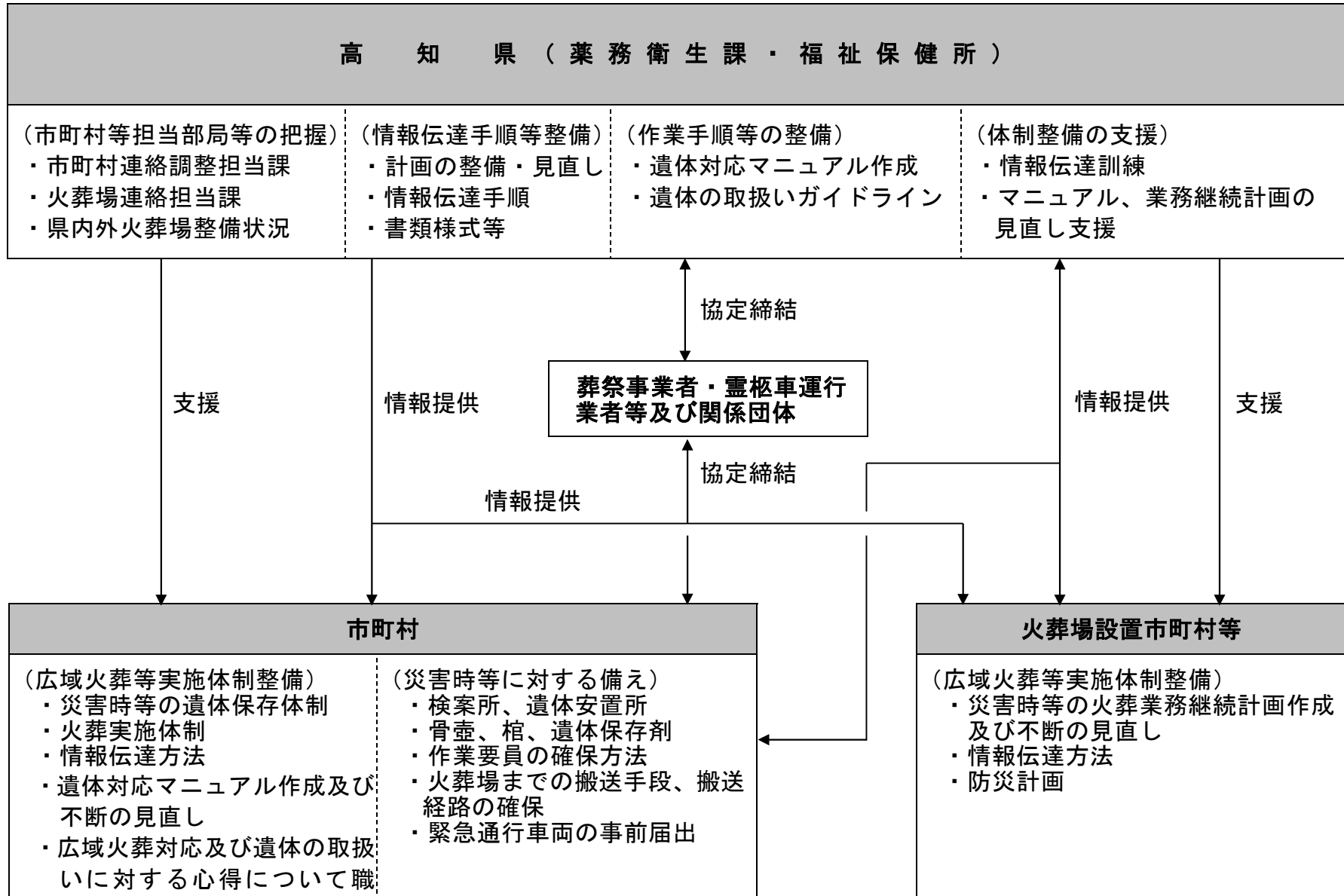
職 名 ・ 氏 名	
電 話	
F A X	
e - m a i l	

広域火葬計画関係資料

高知県広域火葬計画関係資料

1. 広域火葬計画に係る平常時の対応	1
2. 広域火葬計画に係る災害時等の対応（概略図）	2
3. 遺体対応マニュアル	5
4. 「遺体の取扱いガイドライン」	10
5. 厚生労働省通知	19
6. 高知県災害救助法施行細則抜粋 [昭和 23 年規則第 15 号]	22
7. 災害救助法の適用図	24
8. 災害救助法が適用された場合の費用負担に関する流れ	25
9. 四国 4 県火葬場位置図	26
10. 保健医療調整本部及び保健医療調整支部の設置について （平成 31 年 2 月 14 日健康政策部長通知）	29

1. 広域火葬計画に係る平常時の対応



応援火葬場

高知県保健医療調整支部 (福祉保健所)

高知県保健医療調整本部 (健康政策部)

把握
被害
状況

・火葬場被害 (復旧見込) 状況報告「様式 1-1」を保健医療調整支部へ送付

・保健医療調整支部から広域火葬協力依頼「様式 3-1」を受理

・受入計画の検討
・広域火葬受入可否等報告「様式 4」を保健医療調整支部へ送付

・火葬場から、火葬場被害 (復旧見込) 状況報告・火葬要員等派遣要請「様式 1-1」を受理後、「様式 1-2」、「様式 1-3」をとりまとめて保健医療調整本部に報告

・市町村から送付された広域火葬応援要請「様式 2-1」をもとに広域火葬協力依頼「様式 3-1」を火葬場へ送付

・火葬場から広域火葬受入可否等報告「様式 4」を受理

・各保健医療調整支部がとりまとめた火葬場被害 (復旧見込) 状況報告・火葬要員等派遣要請「様式 1-2」、「様式 1-3」を受理

広域
火葬
調整

【保健医療調整支部管内で広域火葬の実施が可能な場合】

・保健医療調整支部から広域火葬割振通知「様式 5-2」及び広域火葬割振 (計画) 表「様式 5」を受理
・市町村と搬送日時、搬送方法等について協議 (様式なし。電話等により協議する)

・広域火葬割振 (計画) 表「様式 5」を作成
・上記で作成した「様式 5」とともに、広域火葬割振通知「様式 5-2」を火葬場へ送付
・「様式 5」を保健医療調整本部へ送付

・保健医療調整支部から、広域火葬割振 (計画) 表「様式 5」を受理

【保健医療調整支部管内で広域火葬の実施が困難な場合】

依頼元の支部以外の県内火葬場又は近隣県

・保健医療調整本部から広域火葬協力依頼「様式 3-2」、「様式 3-3」を受理
・受入計画の検討
・保健医療調整本部へ広域火葬可否等受入報告「様式 4」を送付

・広域火葬応援要請「様式 2-3」を保健医療調整本部へ送付

・保健医療調整支部から、広域火葬応援要請「様式 2-3」を受理
・広域火葬協力依頼「様式 3-2」、「様式 3-3」を依頼元の支部以外の県内火葬場 (及び近隣県) へ送付

依頼元の支部以外の県内火葬場又は近隣県

・保健医療調整本部から広域火葬割当通知「様式 5-2」及び「様式 5」を受理
・市町村と搬送日時、搬送方法等について協議 (様式なし。電話等により協議する)

・保健医療調整本部から広域火葬割振通知「様式 5-3」を受理
・保健医療調整本部から割り振られた応援火葬場に対し、被災市町村を割り振り、「様式 5」とともに、広域火葬割振通知「様式 5-2」を保健医療調整本部へ送付

・依頼元の支部以外の県内火葬場 (及び近隣県) から、広域火葬受入可否等報告「様式 4」を受理
・広域火葬割振計画を作成「様式 5」 (被災市町村欄は未記入で作成すること)
・上記で作成した「様式 5」とともに保健医療調整支部へ広域火葬割振通知「様式 5-3」を送付

・保健医療調整支部から広域火葬割振通知「様式 5-2」及び「様式 5」を受理
・依頼元の支部以外の県内火葬場 (及び近隣県) へ「様式 5-2」及び「様式 5」を送付

広域火葬実施

広域
火葬
実施
完了

・広域火葬実施日報「様式 6」を保健医療調整支部へ送付

・保健医療調整支部から広域火葬の必要なくなった連絡を受理 (様式なし。電話等による連絡)

・広域火葬完了後、保健医療調整支部へ広域火葬実績報告「様式 7-2」を提出

・火葬場から広域火葬実施日報「様式 6」を受理
・当該報告「様式 6」を保健医療調整本部へ送付

・市町村から広域火葬の必要なくなった連絡を受理
・火葬場及び保健医療調整本部に連絡 (様式なし。電話等による連絡)

・火葬場から広域火葬実績報告「様式 7-2」を受理後、「様式 7-3」をとりまとめて保健医療調整本部へ報告

・保健医療調整支部又は県外応援火葬場から、広域火葬実施日報「様式 6」を受理

・保健医療調整支部から広域火葬の必要なくなった連絡を受理 (様式なし。電話等による連絡)

・保健医療調整支部から広域火葬実績報告「様式 7-3」を受理

県内被災市町村

高知県保健医療調整支部（福祉保健所）

高知県保健医療調整本部（健康政策部）

被害状況把握

- 被害状況報告・広域火葬応援要請「様式2-1」を保健医療調整支部へ送付

- 保健医療調整支部からの協定締結団体による協力の連絡を受理後、棺、葬祭用品等、遺体の搬送に係る協力の受援体制を整備

- 被災市町村から、被害状況報告・広域火葬応援要請「様式2-1」を受理後、支部管内被害状況報告・広域火葬応援要請状況報告「様式2-2」をとりまとめて保健医療調整本部に報告

- 保健医療調整本部からの協定締結団体による協力の連絡を受理後、協力を受けるための被災市町村における体制整備について連絡調整

- 各保健医療調整支部がとりまとめた被害状況報告・支部管内広域火葬応援要請状況報告「様式2-2」を受理
- 上記の状況報告をもとに、『災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定』及び『災害時における遺体の搬送に関する協定』に基づき、協定締結団体へ棺、葬祭用品等、遺体の搬送への協力を要請
- 協定締結団体からの回答を受理後、各保健医療調整支部に被災市町村への支援に係る調整を実施
- 被災市町村の応援要請の状況を踏まえ、近隣県と事前の連絡調整等を実施

【保健医療調整支部管内で広域火葬の実施が可能な場合】

- 保健医療調整支部から広域火葬割振通知「様式5-1」及び広域火葬割振（計画）表「様式5」を受理
- 火葬場と搬送日時、搬送方法等について協議（様式なし。電話等により協議する）

- 火葬場から送付された広域火葬受入可否等報告「様式4」をもとに広域火葬割振（計画）表「様式5」を作成
- 上記で作成した「様式5」とともに、広域火葬割振通知「様式5-1」を被災市町村へ送付
- 「様式5」を保健医療調整本部へ送付

- 保健医療調整支部から、広域火葬割振（計画）表「様式5」を受理

広域火葬調整

【保健医療調整支部管内で広域火葬の実施が困難な場合】

- 保健医療調整支部から応援火葬場割振（計画）表「様式5」及び広域火葬割当通知「様式5-1」を受理
- 火葬場と搬送日時、搬送方法等について協議（様式なし。電話等により協議する）

- 広域火葬応援要請「様式2-3」を保健医療調整本部へ送付

- 保健医療調整本部から広域火葬割振通知「様式5-3」を受理
- 保健医療調整本部から割り振られた応援火葬場に対し、被災市町村を割り振り、「様式5」とともに、広域火葬割振通知「様式5-1」を被災市町村へ送付

- 保健医療調整支部から、広域火葬応援要請「様式2-3」を受理
- 広域火葬協力依頼「様式3-2」、「様式3-3」を県内火葬場（依頼元の支部以外）及び近隣県へ送付

- 県内火葬場（依頼元の支部以外）及び近隣県から、広域火葬受入可否等報告「様式4」を受理
- 広域火葬割振計画を作成「様式5」（被災市町村欄は未記入で作成すること）
- 上記で作成した「様式5」とともに保健医療調整支部へ広域火葬割振通知「様式5-3」を送付

広域火葬実施

広域火葬実施・完了

- 広域火葬の必要なくなる前日までに、保健医療調整支部へ連絡（様式なし。電話等による連絡）

- 被災市町村から広域火葬の必要なくなった旨の連絡を受理後、火葬場及び保健医療調整本部に連絡（様式なし。電話等による連絡）

- 保健医療調整支部から広域火葬の必要なくなった旨の連絡を受理（様式なし。電話等による連絡）

- 広域火葬完了後、保健医療調整本部へ広域火葬依頼実績報告「様式7-1」を提出

- 被災市町村から広域火葬依頼実績報告「様式7-1」を受理後、「様式7-3」をとりまとめて保健医療調整本部へ報告

- 保健医療調整支部から広域火葬実績報告「様式7-3」を受理

3. 遺体対応マニュアル

○遺体の安置・処置等

責任者：

副責任者：

○遺体の埋火葬

責任者：

副責任者：

I. 目的

当該マニュアルでは、地震、風水害等の災害により発生した遺体の検案、安置、処置を円滑かつ適切に行うために、実施主体・担当部局・災害前から後に至るフロー・留意事項等を具体的にまとめている。

II. 平常時の備え、整備事項（災害発生前）

○大規模災害における遺体安置所（公共施設、寺院等）の確保

【〇〇課】

○遺体の搬送体制の整備

【〇〇課】

○棺やドライアイス等の調達に係る県への連絡

【〇〇課】

○遺体の火葬対応先の確保に係る県への連絡

【〇〇課】

○安置所の運営

【〇〇課】

III. 遺体の検案・安置・処置等フロー（災害発生後）

1. 死者の発生数・被害状況の確認

- ↓
- (1) 市町村災害本部は、災害状況・規模の確認を行い、また、警察・消防と連絡をとり情報収集及び情報提供する。
 - (2) 担当課は、市町村災害対策本部からの報告を受け、今後の対応に

↓
必要な物品を把握し、今後の調達について県に状況報告し、協力を依頼する。

2. 検案所・遺体安置所の設置

- ↓
- (1) 担当課は、警察署とも協議しながら、あらかじめ検討していた候補地の中から検案所及び安置所を設置する。また、シート、毛布等の必要な物品を調達する。
 - (2) 担当課は、検案所及び安置所に指定した場所とその総数及び各安置所の受け入れ可能な遺体数について県及び所轄の消防署・警察署に連絡する。
 - (3) 担当課は、葬祭業者に安置等について協力依頼し、棺・ドライアイス等の調達に努め、不足分を県に調整依頼する。

3. 遺体の安置

- ↓
- (1) 担当課は、捜索により発見した遺体を安置し、遺体発見の日時及び場所、氏名等について確認のうえ遺体台帳を作成する。
 - (2) 担当課は、開設している遺体安置所と安置所ごとの遺体安置数について市町村災害対策本部に報告する。

4. 遺体の処置

検案所では、必要に応じて遺体について洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。

- ↓
- (1) 担当課は、警察官による見分及び医師による検案がすみやかに終わるように警察と連絡をとりあい、協力する。
 - (2) 担当課は、洗浄等の処置の済んだ遺体を納棺し、一時保存する（ドライアイスで遺体の腐乱を防ぐ）。

5. 遺体の身元確認・引き渡し・検案所、安置所の撤収

- ↓
- (1) 担当課は、警察等と協力しながら、身元引受人の発見に努め、また、遺族からの行方不明者に関する相談に応じ、遺族に遺体を引き渡す。
 - (2) 担当課は、誰にいつ引き渡したか遺体台帳に記載する。
 - (3) 担当課は、一定期間を経過した後も氏名等が不明で引受人のないときは行旅死亡人として取り扱う。
 - (4) 担当課は、市町村の取扱件数等のとりまとめをし、県に報告する。
 - (5) 担当課は、検案が終了し、安置された遺体が全て引き渡されたら、検案所、安置所を撤収する。

IV. 遺体火葬フロー（災害発生後）

1. 死者の発生数・被害状況の確認

- (1) 担当課は、市町村災害対策本部より災害状況、規模を確認する。
- (2) 担当課は、市町村災害対策本部から死者数・行方不明者数に関する情報を収集する。

2. 火葬場の状況確認（自市町内に火葬場のある場合）

- (1) 担当課は、火葬場施設の被害状況、ライフライン状況を確認する。
- (2) 担当課は、火葬場職員の出勤状況を確認する。
- (3) 担当課は、火葬場に被害がある場合は、復旧見込みを確認し、火葬能力を把握する。
- (4) 担当課は、火葬業務に必要な物品（灯油、骨つぼ等）の調達を依頼する。

（自市町村内に火葬場のない場合）

担当課は、県に近隣の火葬場の運営状況を確認する。

3. 火葬方法の検討

- (1) 担当課は、死者数、被害状況、火葬場の機能状況等を総合的に判断し、全遺体数の火葬計画を策定する。
- (2) 担当課は、県に被害状況を報告し、必要があれば県内外火葬場利用の協力を依頼する。
- (3) 県は、県内外の火葬場利用方法の調整を行う。

4. 火葬場利用の情報提供

担当課は、火葬計画に基づき、県内・外火葬場の利用方法、利用可能場所・日時等の情報を遺族に提供する。

5. 遺体の火葬

- (1) 担当課は、対象となる遺体数を統一様式により県へ FAX で報告する。
- (2) 県は、火葬計画に基づき、利用火葬場等につき統一様式により市町村担当課へ FAX で連絡する。
- (3) 担当課は、火葬許可書を発行し、指定された火葬場への遺体搬送の手配を行う。市町村の戸籍等による確認作業を実施することが困

難な場合等火葬許可証の発行に時間を要する場合は、火葬許可証に代わる証明書（特例許可証）を発行する。

証明書を発行する場合、市町村は死体検案書の内容を確認しその写しを保存し、後日火葬許可を取得する旨の誓約書をとること。

- (4) 担当課は、遺体搬送手段の確保が困難な場合は、連絡調整を行う。
(必要に応じ、関係機関、ボランティアへ協力を要請する。)
- (5) 火葬場は、火葬後に火葬証明書を発行する。
- (6) 担当課は、県外火葬場を利用する場合、県、当該火葬場等と協議し実施する。
- (7) 担当課は火葬台帳を作成する。

6. 引取者がいない遺骨・遺留品の一時保管

- (1) 担当課は、火葬された遺骨及び遺留品を、遺体が収容された安置所に一時保管する。
- (2) 担当課は、一定期間経過後、遺骨を引取者が現れるまで公営納骨堂等で保管する。

V. 遺体埋葬フロー（災害発生後、遺体の火葬が困難な場合）

1. 埋葬の候補地から埋葬地を選定

埋葬地の下記の要件を考慮したうえで選定する。

- ①高燥で飲料水に影響を及ぼさない土地であること。
- ②公共の福祉の見地や墓地近隣の住民感情を十分に考慮した場所であること
- ③墓地の広さについては、一体毎に埋葬できる十分な広さ（1.5～2.0mは掘ることが可能であること）を有する土地であること。
- ④仮埋葬地でない場合は、市町村等で永代にわたり墓地として管理できる場所であること。

2. 埋葬地に対して墓地、埋葬等に関する法律に基づく経営許可を取得

法の許可権限を有している市以外は、保健所で許可を受けること。

3. 墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋葬の手続き

○遺体の身元が判明した場合

- (1) 市町村は、死体検案書の内容を確認しその写しを保存する。
- (2) 市町村は、後日埋葬許可を取得する旨の誓約書を取り、埋葬を行

った旨の証明書を交付するとともに台帳を整備する。

○遺体の身元が不明の場合

- (1) 市町村が死体検案書の内容を確認した後、土葬を行う。
- (2) 市町村は、死体検案書の原本を保存し、台帳を整備する。
なお、遺族が後日判明した場合は、遺族に対し、死亡届及び埋葬許可申請を求め、埋葬許可証を発行する。

4. 「遺体の取扱いガイドライン」

1 目的

遺体への対応は重要な災害救助業務である。遺体対応は心理的な負担を伴うこともあり、こうしたなか遺族感情等にも配慮しながら的確な対応を行うことが求められる。そのため、遺体への対応について必要な事項をまとめることにより、的確な遺体対応にすることを目的とする。

2 遺体の取扱い

(1) 遺体に対する礼と適切な取扱い

混乱した現場においては、ともすれば事務的な取扱いとなり、遺族感情への配慮が欠けた対応になりがちなため、心理的負担があるなかでも遺体に対する礼節を失わず、冷静・沈着かつ的確な対応を期して行動する。

(2) 遺体の取扱い

ア 遺体の発見、通報

- (ア) 所轄警察署又は直近の警察官は、災害現場から遺体を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに対応する。
- (イ) 市町村長は、検視・検案を経ずに埋・火葬することを防ぐため、死亡者を取扱った者に対し、必ず警察に通報し、検視・検案を受けさせることを徹底する措置を講ずるものとする。

イ 遺体の検視・検案

- (ア) 自然災害によって生じた遺体の検視は警察が行う。
- (イ) 検案は、法医学者、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が警察の協力を得て行う。

ウ 遺体の収容

- (ア) 市町村長は、所轄警察署と協議し、候補施設のうち、遺体の収容、検案、安置及び遺族等への引渡し等の実施のための施設（以下「安置所等」という。）を選定のうえ指定する。
- (イ) 警察等は、捜索により収容された遺体を安置所等に搬入する。
- (ウ) 市町村長は、検案の終了した遺体について、遺体台帳等を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。

エ 身元確認

- (ア) 遺体の身元確認のために、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴、歯科医師による口腔内所見等を記録し、遺留品等を保管する。

- (イ) 警察は、身元不明者の身元確認のため、高知県警察協力歯科医等への協力要請を行う。
- (ウ) 医療救護施設等から安置所に遺体を受け入れる場合には、遺体を適切に安置するために可能な限り、遺体の身元、死因及び感染症の有無等、必要な情報の提供を受けること。

オ 遺体の引渡し

- (ア) 警察は、遺体の検視及び検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡す。

この際、市町村長は警察が行う遺体の引渡し作業に協力する。

当該遺体について身元の確認ができない場合は、市町村長に引き渡す。

- (イ) 市町村長は、遺体の検視及び検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。

又、市町村長は身元不明の遺体の遺留品等についても、安置所等で情報を公開し早期に遺族に引き渡せるように努める。

- (ウ) 市町村長は、遺族等の引取者がいない場合は、火葬し、焼骨を仮収蔵する。

(3) 資機材の調達等

市町村長は、警察、県、他市町村等と協議し必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情等を考慮して、可能な限り焼香台等についても配慮する。

(4) 広報

市町村長は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報に当たっては、警察、消防等関係機関と協議のうえ、慎重に統一的に行なうものとする。

3 適正な対応

災害時の遺体対応等について、市町村の行政担当者等が留意すべき注意事項等を次のとおりとりまとめる。

(1) 遺体への配慮（基本的事項）

ア 「死体」と「遺体」とは客観的に異なるのではなく、それに臨む態度、心情が異なり、すでに「いのち」は失ってはいても、そこに確かに生きた「いのち」があったことへの尊敬があるのが遺体である。

イ 遺体を扱うにあたっては、あらゆる局面において、それを単なる物体としてではなく、尊敬の対象である遺体として常に礼が失われることのないよう細心の注意を払うとともに、遺族等に冷たい印象を与えないように配慮すること。

(2) 遺体への対応

- ア 遺体の措置にあたっては、環境汚染及び衛生に細心の注意を払い、可能な限り浸透性のない白衣等を着用すること。
- イ 遺体から体液や血液が漏出しているにもかかわらず、素手で遺体を扱うことが遺体を大切に扱うことだという誤った考え方をしないこと。
- また、遺体は感染症を保持している可能性（B型肝炎、まん延の防止に特に留意が必要な感染症^{※1}等の感染）もあるものとして、衛生的な保管に心がけ、次の点に留意する必要がある。
- (7) 災害発生時において、まん延の防止に特に留意が必要な感染症が国内発生している場合（必要に応じ、国のガイドライン等に基づく取扱いとする）
- ・ 遺体に適切な感染対策^{※2}を講ずることにより、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、納体袋に收容する必要はなくなる^{※3}。
 - ・ 適切な感染対策が講じられていない段階において、納棺作業等を行う必要がある場合には、感染症を保持していることが疑われる遺体とそうでない遺体を扱うエリアを可能な限り区分・隔離（コホーティング）することが望ましい。
 - ・ 納棺作業等で遺体に触れる場合は、使い捨てのサージカルマスク、ゴム手袋、長袖ガウン^{※4}（又は使い捨てエプロン）を着用することが推奨される。また、手指に傷がある場合には手袋を二重にすること。
 - ・ 遺体の取扱い時に使用した个人防护具は、処理等が終わったら速やかに脱ぐことで、周囲環境を広く汚染することを防ぎ、使用後の个人防护具を適切に廃棄することも、感染リスクを軽減させる。使用後の个人防护具はビニール袋などにまとめて入れ、口を縛ってから、蓋つきのごみ箱に入れるようにする。^{※5}
 - ・ 遺体に触れた後は、手洗い・消毒等の手指衛生を実施すること。
 - ・ 適切な感染対策が実施されている場合は、感染症を保持していることが疑われる遺体とそれ以外の遺体で取扱いを分ける必要はなく、遺族等の動線分離も必要ない。
 - ・ 遺体を移送する際には、使い捨てシーツ等を使用し、胸を圧迫しないように優しく包んで運ぶように注意すること。
 - ・ まん延の防止に特に留意が必要な感染症の可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に扱うこと。
- (4) 上記(7)以外の期間に災害発生した場合
- ・ 使い捨てのサージカルマスク、ゴム手袋を着用すること。
 - ・ 手指に傷のある場合には手袋を二重にすること。
 - ・ 遺体に触れた後は、手洗い・消毒等の手指衛生を実施すること。
 - ・ 遺体を移送する際には、使い捨てシーツ等を使用し、胸を圧迫しないよう

に優しく包んで運ぶように注意すること。

- ・ 感染症の可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に扱うこと。

※1 このガイドラインにおいて「まん延の防止に特に留意が必要な感染症」とは、感染症法に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症及び指定感染症をいう。

※2 「適切な感染対策」とは、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策（三つの密（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い・消毒等の手指衛生、換気等）を徹底すること等を指す。

※3 損傷が激しい遺体、腐敗が進行している遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合など、遺体の状況により納体袋を使用する。

※4 可能な限りフード付きが望ましいこと。

※5 個人防護具の着脱方法については、感染を拡大させないための適切な作法及び手順があるため、感染症対策に係る担当者と十分に連携を図ること。

〈参考〉新型コロナウイルス感染症流行時において推奨された清拭消毒の方法

アルコール（エタノール又は2-プロパノール）、0.05%次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水（遊離塩素濃度 10ppm（10mg/L）以上、含量（総塩素量＝有効塩素濃度）400ppm以上）又は次亜塩素酸水（有効塩素濃度80ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上））による消毒を行う。

ディスプレイの個人防護具をはじめとした感染性廃棄物は、専用容器に密閉するか、プラスチック袋に二重に密閉したうえで外袋表面を清拭消毒して焼却処理する。

（参照元）国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」

【注意事項】

- ① 死後2～3時間経過すると死後硬直が始まるが、硬直した遺体の処置は難しい場合もある。
- ② 下顎が下がっている場合は、頭頂部～下顎を包帯で固定する。眼瞼（まぶた）が閉じない場合は、眼瞼と眼球の間に柔らかい紙小片を入れて閉じる。（眼瞼をやさしくつまんで持ち上げ、1cm四方にカットしたティ

ッシュペーパー等を眼球の上に載せ、眼瞼で挟み込むように閉じると良い。)

- ③ 検視がすむまでは、死亡時の状態を維持しておくこと。

(3) 遺族への配慮（基本的事項）

遺族にとって、特に火葬前の遺体は家族・親族そのものであり、死亡したとはいっても必ずしもそれをまだ本心から納得したとは言えない状態にある。

災害時における遺族の心の中は相当な混乱を来たしていると推察されるため、遺族の気持ちを配慮して言動等については細心の注意をもって対応すること。また、感情的なトラブルをおこさないよう注意すること。

〈参考〉

遺族の心情は、火葬を境に大きく変化すると言われている。火葬の日取りが決まらなると遺体の変貌に対する恐怖心、不安な気持ちが強くなり、いざ火葬が行われようとするとう失うという恐怖感、淋しさによって支配される。そして火葬が終わると、恐怖心はなくなるが、もう会うことができないという諦めに心が支配されるが、悲しみが深く心の底に沈殿している状態に近く、悲しみが無くなったわけではない。

(4) 遺族への対応

ア 遺族は悲嘆の状況下にあるが、悲嘆反応が著しく長引く、又は遅れて起こる、変形した悲嘆反応を示すなど、病的な悲嘆反応を示す場合は必要に応じて専門家（ケースワーカー等）に対応を依頼する必要がある。

イ 安置所等で従事する関係者にあっては、すべてにおいて公平な扱いを基本原則とするとともに、遺体の扱い等を通じて知り得た故人、家族等の情報（秘密）を無関係な第三者に対して決して漏らさないよう守秘義務を厳守すること。

(5) その他基本的事項

ア 棺、ドライアイス等の確保は迅速に行うとともに、関係機関等との情報交換を十分に行い、発注が重複しないよう注意すること。とくに自治体窓口の一本化は必須である。

イ 被害状況によっては個々の安置所等へ直接配送することが難しい場合も想定して、運搬計画を定めること。

ウ 火葬にあたっては、実施火葬場、遺族及び葬祭業者との連絡調整を円滑に行い、速やかな火葬が行えるよう配慮すること。

エ ボランティアとして地元自治会等に依頼する場合もあると思われるので、ボランティア活動時における不慮の事故等に対する補償（ボランティア保険等）について事前に検討しておく必要がある。

(6) 遺体の安置所等の開設における注意事項

ア 開設場所の選定等

- (ア) 遺体の安置所等の開設場所は、事前に防災計画等において予定地を選定しておく必要がある。
- (イ) やむを得ず事前に定められた以外の場所に安置所等を開設する場合であっても、避難住民の感情及び避難生活への影響を配慮し、避難所内に開設することは避けること。
- (ウ) 遺体の安置所等は遺族関係者の出入りも多くなるため、交通の便を配慮するとともに、電話、便所等の設備も不可欠である。
- (エ) 遺体（棺）を収容・安置するにあたっては、遺族の通路等として適当な間隔を確保する必要がある、さらに、身元が確認できた遺体の安置スペースが別に確保できることが望ましい。
- (オ) 遺体の安置所等には、遺体収容・検案・安置スペースと併せて棺の組み立てやドライアイス等の用品ストックのためのスペースも必要である。なお、棺組立て室は遺族の感情を配慮し、遺体収容・検案・安置スペースと区分することが望ましい。
- (カ) 遺体の安置所等の設営、棺組立て等にあたっては、葬祭業関係者等の協力が不可欠と思われる。

イ 必要物品・用具

- (ア) 必要物品・用具としては、次のものが必要と思われる。
 - ・納体袋 ・木棺（厚さ6～8分が一般的） ・白地の布 ・番号用木札
 - ・ドライアイス ・金づち、釘 ・厚いビニールシート ・情報伝達用の筆記用具 ・カメラ ・照明用発電機 ・投光機 ・バケツ
 - ・担架 ・搬出用ロープ ・毛布 ・脚立 ・棺用ふとん（まくら付）、着物等 ・洗濯機 ・ティッシュペーパー ・はさみ
- ※ ローソク、線香については火災の心配があるため、原則として使用しないことが望ましい。
- ※ 位牌（三段）、数珠、三具足、経机等については、無宗教的対応を原則とすることから基本的には不要と思われる。

〈参考〉

棺の種類は大きく分けて、①天然木棺、②フラッシュ棺、③布張棺の三種類が

あり、また、サイズとしては「成人用」と「子供用」とに大きく分かれ、さらに成人用はいくつかのサイズに分かれるが、メーカーによって必ずしも統一されていない。

ウ その他

- (ア) 遺体の安置所等における遺体の扱い等は無宗教的な対応を原則とすることが望ましい。
- (イ) 遺体の安置所等の所在地、名称、収容能力や収容した遺体に関する情報等について、広報、掲示板等を活用して関係者、住民等に周知徹底すること。
- (ウ) 所持品等は遺体の氏名等を記載したビニール袋に入れ、当該遺体の周囲（棺の上）に保管すること。
- (エ) 棺に副葬品を入れる場合は、火葬の際に爆発するおそれのあるもの（ガスライター等）、燃えないもの（メガネ等）、遺骨を傷つけるおそれのあるもの（ゴルフボール等）、遺骨を着色するおそれのあるもの（果物等）は、避けること。

(7) 遺体安置における注意事項

ア 遺体の保管

- (ア) 検視・検案の終了した遺体は納棺（納体袋に納めた後、納棺することが望ましい。）し、安置スペースに保管する。
- (イ) 遺体の保管にあたっては木札等を用いて、遺体の身元が識別（番号等）できるようにすること。
- (ウ) ドライアイスは、遺体の腐敗の進行を遅延させるために必要不可欠であるが、ドライアイスは新聞紙、タオルなどに包み、手で直接扱うと皮膚が傷つくため軍手等を使用して扱うこと。
- (エ) 遺体は胃や腸の腐敗が早く、腐敗ガスを発生させるため、胸から腹部まで（喉元から下腹部）を冷却することがポイントである。なお、ドライアイスはほとんど直下にしか効果がないことに留意すること。

（基本的な納棺処置方法）

- ①遺体の損傷にもよるが、納体袋のまま棺に入れる
 - ②顔の両側、胸、腹部の上に新聞紙または綿花などで包んだドライアイスを置く
 - ③上から掛け布団、毛布などでドライアイスを覆う
 - ④棺のふたを閉める
- (オ) ドライアイスは遺族にとって気持ちのいいものではないため、直接目に触れぬようタオルやシートで見えなくすることが望ましい。
 - (カ) 棺に収められた1遺体当たりのドライアイス必要量は、一般的には10kg/日

であるが、最初に20kgを使用して凍らせると効果的である。夏場の使用量は30kg/日が大まかな目安であるが、遺体の状態、天候等を考慮して加減する必要がある。

- (キ) ドライアイスを大量に使用する必要がある場合は、換気に十分配慮すること。
- (ク) 遺体の洗浄、縫合、消毒等は識別、確認のために不可欠であるが、その場合、周辺環境等への微生物汚染等に注意し、必要に応じて消毒等を行うこと。
- (ケ) 遺体の洗浄等の作業は、遺族の感情等を配慮し、遺族の目にふれないことが望ましい。

イ 遺体の識別

- (ア) 遺体の所持品等（遺体の損傷が激しい場合にあっては着衣等）は、遺体からはずしてビニール袋に詰め、当該遺体の棺の上に乗せ、身元判明のための識別資料とすることが望ましい。
- (イ) 身元の判明しない遺体については、後日、住民（遺族）からの照会に対する処り所の1つとして、遺体の写真も重要な手掛かりである。
- (ウ) 棺の上に置く番号札及び遺体の所持品等のビニール袋の番号は、納棺されている遺体の番号と一致すること。

ウ その他

- (ア) 遺族等に対して、火葬等に係る事務手続き方法を周知徹底するため、火葬等相談窓口を設置すること。
- (イ) 火葬希望者に対する火葬場の受付、火葬日時決定等に係る指示については混乱を避けるため、文書で行うことが望ましい。
また、埋火葬許可証、死体検案書等の必要書類を紛失しないよう注意を促すこと。
- (ウ) 遺体がどのような感染症にかかっていたのか不明であるので、遺体の洗浄等に使用した布等については、環境汚染等が生じないよう他の廃棄物と区別して収集し、焼却等適切な処分を行うこと。

(8) 棺（遺体）の搬送における注意事項

- ア 棺（遺体）の搬送にあたっては、遺族の心情等を考慮すると霊柩車等の専用車を用いることが望ましいが、やむを得ない場合は、遺体搬送用の車両を準備する。
- イ 棺の運搬等において、霊柩車等への棺の上げ下ろし等に少なくとも数名の人員確保（搬送担当者とは別に）が必要であることに留意すること。
- ウ 長距離の棺（遺体）搬送にあたっては、ドライアイス等の補充に留意すること。
- エ 火葬を行うための棺（遺体）の搬送は、搬送先の火葬場の予約時間前に到着できるだけの余裕をもって出発すること。

オ 遺族の心情を考えるとやむを得ないケースもあるが、火葬の順番を多くの遺族が待っていることを考慮し、棺（遺体）搬送における同行者は必要最小限とする必要がある。

(9) 火葬場搬入における注意事項

ア 火葬場への棺（遺体）搬入計画の策定にあたっては、応援受入火葬場、遺族、葬祭関係業者等と日時等について十分な連絡調整、連携を図ること。

イ 火葬場における同行遺族等の簡易宿泊場所、待機所（休憩所）、遺骨の引渡し場所等の有無、骨つぼの確保、遺族による最後の立ち会いや拾骨の制限等について、応援受入火葬場と十分な連絡調整を行い、対応の可否、状況把握等に努めること。

ウ また、火葬前又は拾骨後に読経等を依頼する遺族も多いことから、火葬場における読経所等の設置の可否についても、必要に応じて応援受入火葬場と調整を図ること。

エ 遺族等に火葬許可書等の必要書類の持参を忘れないよう注意を喚起すること。

オ 遺族への確認によりペースメーカー装着が確認できた場合は、火葬担当職員の負傷防止のため、遺族に対して火葬場で装着していることを伝えるよう説明すること。

カ 火葬場における所要時間としては、1棺（遺体）当たり1時間30分から2時間が見込まれる。

附則

このガイドラインは、平成26年6月6日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和7年9月30日から施行する。

5. 厚生労働省通知

※原本の写しの印刷状態が悪くなったため、タイプし直したものを添付しています。

健衛発0314第1号

平成23年3月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋火葬許可の特例措置について

この度の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、死体を埋火葬するためには、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、死亡届等を受理した市町村長の発行する埋火葬許可証を受ける必要がありますが、今回の地震災害による死亡者が極めて多数であること、交通事情も混乱していること、市町村における死亡届に係る確認作業が困難であること等の事情から、埋火葬許可証の発行を待っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の被害が発生する可能性も否定できない状況にあります。このことについては、既に平成23年3月12日健衛発0312第1号（別紙参照）により、都道府県に対し必要に応じ当課に相談いただくようお願いしておりましたが、関係の都道府県から墓地埋葬法の特別措置についての検討要請があったことを受けて、また、今回の地震被害の発生に伴う事態の重大性と緊急性に鑑み、阪神・淡路大震災の際における対応を参考に、埋火葬許可証の発行に関して、必要に応じ下記の特例的な取扱いを行われるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、下記の特例措置について、管下市町村及び火葬場等への周知及び指導方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

また、事態の進展に応じ、今後、更なる対応について講ずることも考えられます。つきましては、引き続き現地の状況等について当課まで情報提供いただけるようお願いいたします。

記

1. 市町村が埋葬許可証に代わる証明書を発行する方式について
 - (1) 今回の地震災害に伴う緊急事態により、通常の手続に従って埋火葬許可証の発行を行っていたのでは、死体の腐敗等により公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、申請を受けた市町村は、速やかに埋火葬許可証に代わる証明書（以下「特例許可証」という。）を発行すること。

(例) 埋火葬許可証の迅速な発行が困難となる場合

死亡届を受理したものの、受理した市町村の担当部局が混乱しているため、埋火葬許可証の発行に必要な戸籍等による確認作業を実施することが困難な場合

死亡者に係る死亡届を市町村長が受理した後に、遺族が遺体を他の市町村に搬送し、そこで埋火葬許可証を申請した場合
 - (2) 市町村は、特例許可証を発行するに当たって、当該死体に係る死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存するとともに、申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台帳を整備すること。また、申請者から、後日適法な埋火葬許可証を取得する旨の誓約書をとること。
 - (3) 墓地及び火葬場においては、特例許可証を埋火葬許可証とみなして埋火葬を実施し、特例許可証に埋火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、これを埋火葬を求めた者に返還すること。
 - (4) 申請者は、現在の混乱状況が解消した段階で、特例許可証を添えて、市町村長に埋火葬許可証の発行を求めること。
2. 1による市町村の対応が困難な場合における墓地及び火葬場における対応について
 - (1) 1による対応によってもなお公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、墓地及び火葬場に直接、埋火葬の申出があったときは、墓地及び火葬場の管理者は、速やかに埋火葬を実施すること。
 - (2) 墓地及び火葬場の管理者は、埋火葬を行うに当たって、当該死体に係る死亡診断書又は死体検案書の内容を確認し、その写しを保存するとともに、申請者の住所、氏名、死亡者との続柄等、必要事項を記載した台帳を整備すること。
 - (3) また、当該墓地及び火葬場の管理者は、申請者から、後日適法な埋火葬許可証を取得する旨の誓約書をとるとともに、特例的に埋火葬を行った旨の証明書を申請者に交付すること。
 - (4) 申請者は、現在の混乱状況が解消した段階で(3)の証明書を添え

て、市町村長に埋火葬許可証の発行を求めること。

3. 実施にあたっての留意事項

(1) 特例許可証等の様式について

今回の特例措置により市町村が発行する特例許可証、申請者から徴収する誓約書、墓地及び火葬場の管理者が発行する証明書については、いずれも厚生労働省から統一的な様式は定めないので、様式については、各都道府県等におけるそれぞれの状況に応じ、適切に対応されたい。

なお、特例許可証の様式については、火葬許可証の様式に赤字で特例許可である旨のゴム印を押すこと等の方法により対応しても差し支えない。

(2) 特例許可証等に係る台帳について

今回の特例措置により市町村が整備すべき特例許可証に係る台帳については、特例許可証に係る特別の台帳を別途整備する方法による他、特例許可である旨を明記して既存の埋火葬許可証に係る台帳に記入する等の方法によっても差し支えないこと。

また、墓地及び火葬場の管理者が整備すべき証明書に係る台帳についても同様である。

(3) 特例許可証による焼骨の埋葬について

今回の特例措置は、東北地方太平洋沖地震により生じた事態が、墓地埋葬法の予定しない特殊な状況にあったことを鑑み、死体の腐敗等による公衆衛生上の危害の発生を未然に防止する観点から、緊急避難的対応として実施した措置であることから、すでに死体を埋火葬した後は、こうした緊急事態は一定の収束を見るものと解している。したがって、現在の混乱状況が解消した段階で墓地埋葬法の規定に基づく正式な火葬許可証の発行を受け、その後、これに基づき焼骨の埋葬を行うことが求められ、特例許可証に基づき焼骨の埋葬までを行うことを意味するものでない。

4. 特例措置を実施すべき範囲と期間について

(1) 1及び2の特例措置の対象となる死体は、死亡診断書又は死体検案書の記載等から、東北地方太平洋沖地震について災害救助法の適用により指定を受けた市町村において死亡した者であることが確認できるものとする。

(2) 1及び2の特例措置を実施する期間は、別途、本職から特別措置の廃止を連絡するまでの間とすること。

6. 高知県災害救助法施行細則抜粋〔昭和 23 年規則第 15 号〕

最終改正：令和 7 年 7 月 15 日

第 1 条 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)による救助が必要であると認める災害が発生したとき又は法による救助が必要であると見込まれるときは、知事は、当該災害発生市町村の長に被害の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、事態が急迫して知事が行う救助の実施を待ついとまがないと認めるときは、当該災害発生市町村の長は、法第 13 条第 2 項の規定により救助の実施に着手することができる。
- 3 知事は、法第 13 条の規定に基づく救助が適切に実施されるよう災害発生市町村の長に対し技術的な助言を行うものとする。

第 2 条 災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。)第 3 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 に定めるところによる。

別表第 1

10 死体の捜索

- (1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- (2) 死体の捜索のため支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班において行うものとする。
- (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり 3,700円
 - イ 死体を一時保存する場合
 - (ア) 死体を一時収容するために既存建物を利用するとき。
当該施設の借上げ費について通常の実費
 - (イ) 既存建物を利用することができないとき。
1体当たり 5,900円
 - ウ 検案が救護班によることができない場合 当該地域の慣行料金
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 埋葬

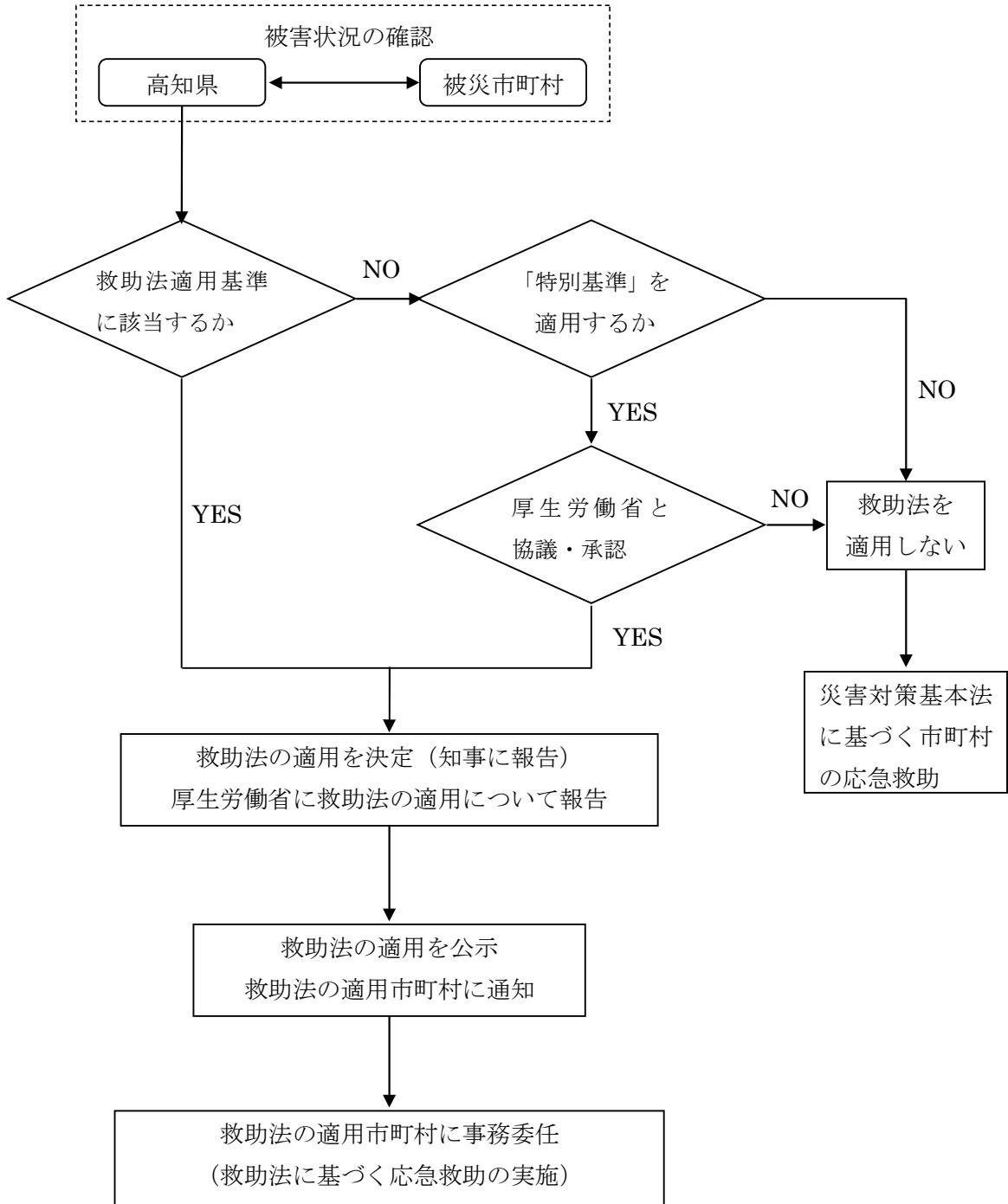
- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- (2) 埋葬は、原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うものとする。
 - ア 棺(附属品を含む。)
 - イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇用費を含む。)
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人232,200円以内、小人185,700円以内とする。
- (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費

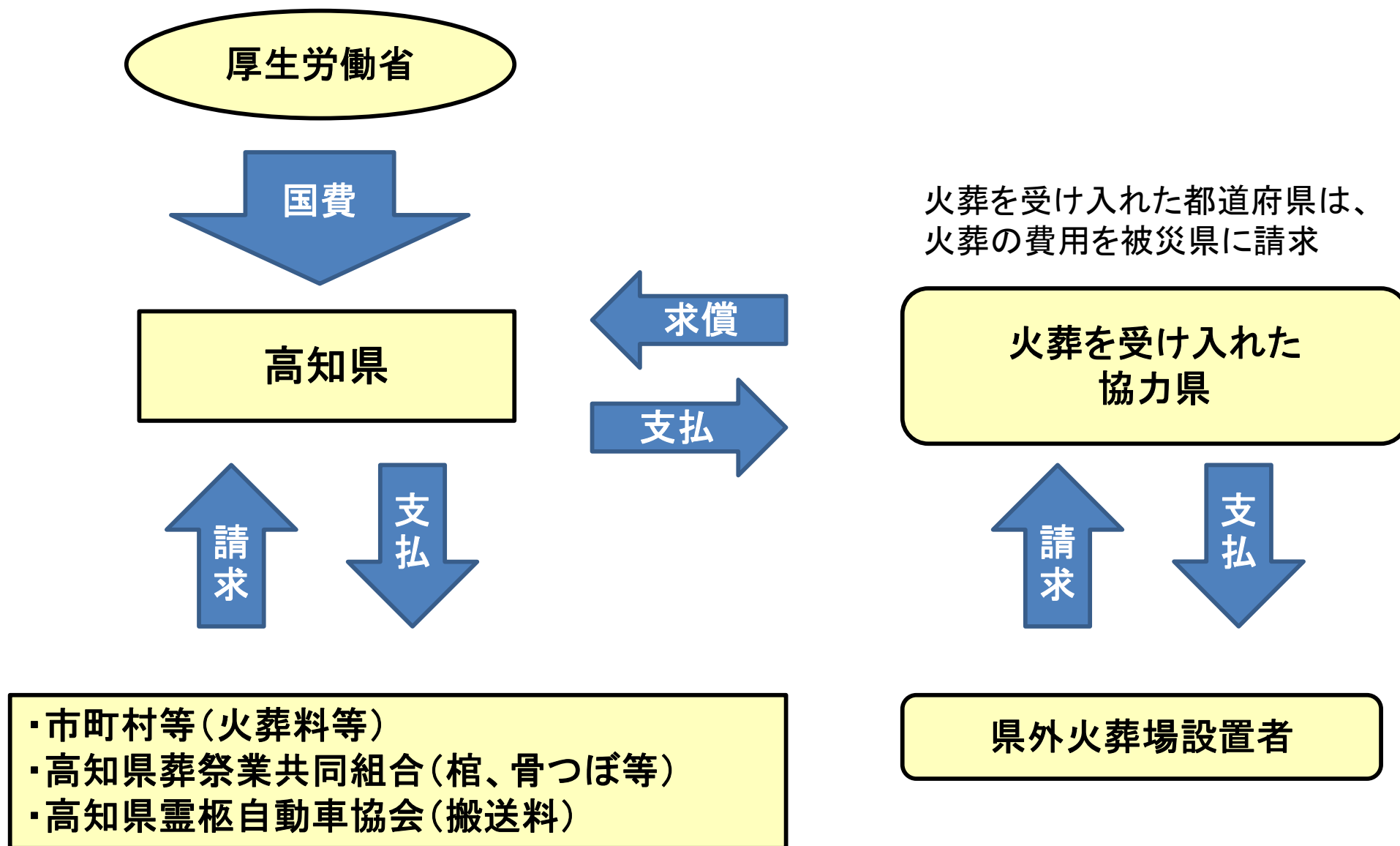
- (1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア～エ (略)
 - オ 死体の捜索
 - カ 死体の処理
 - キ (略)
- (2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間内とする。

※ 災害救助法による、救助の方法、費用等については随時改正が行われるため、災害発生時には、最新の情報を確認すること。

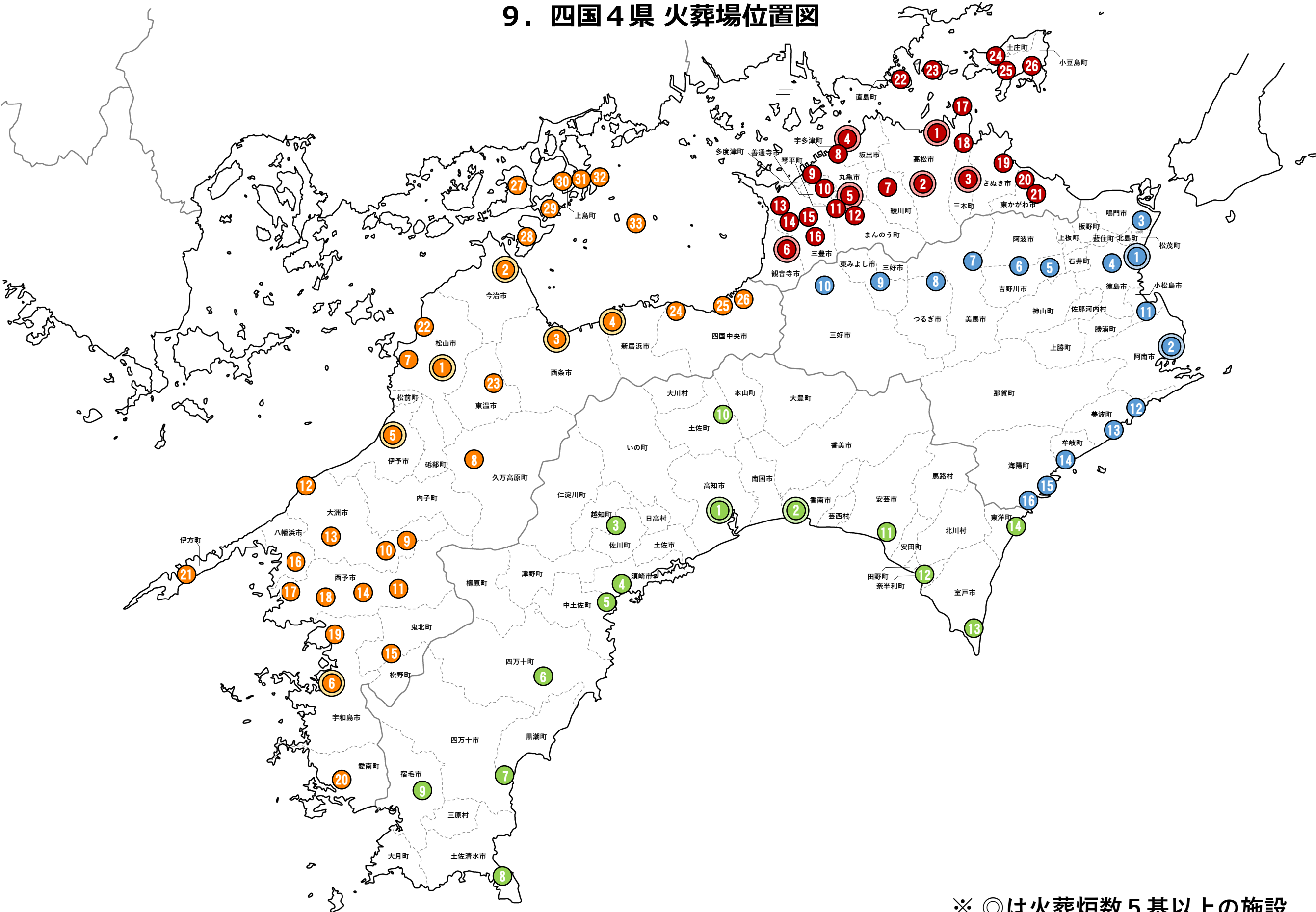
7. 災害救助法の適用図



8. 災害救助法が適用された場合の費用負担に関する流れ



9. 四国4県 火葬場位置図



※ ◎は火葬炉数5基以上の施設

高知県

番号	火 葬 場					
	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬炉数
1	高知市斎場	高知県高知市幸崎75	088-832-3049	088-832-3091	kc-102100@city.kochi.lg.jp	10
2	香南斎場やすらぎ苑	高知県香南市赤岡町2018-2	0887-54-5550 0887-54-5017	0887-54-4664	konan_saijo@shirt.ocn.ne.jp	7
3	高吾苑	高知県高岡郡佐川町丙2789番地2	0889-22-4544	0889-22-4544	seiso5@kogohoku.ochi.kochi.jp	2
4	須崎斎場	高知県須崎市池ノ内970-7	0889-40-0900	0889-40-0901		4
5	中土佐町斎場	高知県高尾家具中土佐町久礼7111番地24	0889-52-4117			2
6	四万十町斎場	高知県高岡郡四万十町天ノ川158番地3	0880-22-4303			2
7	幡多中央斎場	高知県幡多郡黒潮町出口2771番地2	0880-43-0077	0880-43-0088	hatasai@iwk.ne.jp	3
8	土佐清水市斎場	高知県土佐清水市浦尻大字駄場山423番地170	0880-82-1942	0880-82-1965	shimin-lg@city.tosashimizu.lg.jp	2
9	宿毛市斎場	高知県宿毛市山奈町芳奈3352番地	0880-66-2046			2
10	嶺北斎苑	高知県土佐郡土佐町境560	0887-82-2425	0887-82-2425		3
11	杜の聖苑	高知県安芸市伊尾木黒瀬谷山奥下モ4035のイ	0887-35-5800			2
12	中芸広域火葬場	高知県安芸郡奈半利町乙4579番地4	0887-38-7023	0887-38-7023		2
13	室戸市火葬場	室戸市室津2884番1	0887-22-3018			2
14	東洋町斎場	高知県安芸郡東洋町大字野根丙2601番地3	0887-28-0828			1

愛媛県

番号	火 葬 場					
	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬炉数
1	松山市斎場	愛媛県松山市食場町甲2	089-977-4738	089-977-9904	saijou@city.matsuyama.ehime.jp	12
2	燧風苑	愛媛県今治市山方町一丁目乙45番地	0898-32-0970	0898-32-0971		6
3	西条市やすらぎ苑	愛媛県西条市玉之江992番地	0898-65-5211			6
4	静愁苑	愛媛県宇和島市寄松字務谷甲1438番地	0895-27-0182		kankyo@city.uwajima.lg.jp	5
5	火葬場伊予地区広域斎場「聖浄苑」	愛媛県伊予市大平甲1968番地1	089-983-5566	089-983-5566	iyu-h.o@119iyu.jp	5
6	新居浜市斎場	愛媛県新居浜市磯浦町19番1号	0897-34-8163	0897-34-8620		8
7	寺田斎場	愛媛県松山市桜ヶ丘4232	089-952-0220	089-952-1617	terada@eagle.ne.jp	4
8	久万高原町立斎場	愛媛県久万高原町久万1618番地	0892-21-2166	0892-21-2166	jiyumin-seikatsu@town.kumakogen.lg.jp	2
9	大洲市河辺静霊苑	愛媛県大洲市河辺町植松1943番地	0893-39-2837			1
10	大洲市肱川静浄苑	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂567番地	0893-34-2083			2
11	西予市城川掃楽苑	愛媛県西予市城川町魚成4791番地	0894-82-1077			2
12	大洲市斎場長浜火葬場	愛媛県大洲市長浜町沖浦丙1413-2	0893-52-1529			2
13	大洲市肱陵苑	愛媛県大洲市西大洲2085-1	0893-59-1581			4
14	西予市野村浄香苑	愛媛県西予市野村町野村8号313番地	0894-72-1149			2
15	広見斎場	愛媛県北宇和郡鬼北町大字出目3369番地2	0895-45-3013	0895-45-3013	hiromi-saijo@uwajimakouiki.jp	3
16	八幡浜市火葬場「やすらぎ聖苑」	愛媛県八幡浜市若山9番耕地49番地1	0894-20-0212	0894-24-6261	yasuragi-seien@sgr.e.catv.ne.jp	4
17	西予市三瓶清流苑	愛媛県西予市三瓶町津布理字黒田1470番地1	0894-33-3550			2
18	西予市宇和光浄苑	愛媛県西予市宇和町皆田1573番地	0894-62-2205			2
19	吉田斎場	愛媛県宇和島市吉田町東小路乙5番地	0895-52-0783		kankyo@city.uwajima.lg.jp	2
20	愛南町御荘霊苑	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2613番地	0895-72-4420	0895-72-4633	mishoreien-1@town.ainan.ehime.jp	3
21	佐田岬斎場	愛媛県西宇和郡伊方町神崎ヲヨボシ2183番地4	0894-53-0170	0894-53-0170		2
22	松山市北条斎場「貴船苑」	愛媛県松山市安岡乙11-2	089-994-2966	089-994-3200	kifuneen@city.matsuyama.ehime.jp	3
23	東温市斎場桜花苑	愛媛県東温市河之内乙826番地甲ノ10	089-966-6623	089-966-6623	kankyohozen@city.toon.lg.jp	3
24	土居斎苑	愛媛県四国中央市土居町土居2208番地	0896-74-3542	0896-74-3542		2
25	伊予三島斎場	愛媛県四国中央市中之庄町1670番地1	0896-23-0598	0896-23-0599		4
26	川之江斎苑	愛媛県四国中央市上分町970番地1	0896-56-3155	0896-56-3163		4
27	大翔苑	愛媛県今治市大三島町宮浦1609番地	0897-82-0274			2
28	ふじさき苑	愛媛県今治市吉海町仁江3217番地	0897-84-3412			2
29	伯方斎場	愛媛県今治市伯方町木浦乙1003番地2	0897-72-3350			2
30	上島町岩城火葬場「天翔苑」	愛媛県越智郡上島町岩城3707番地1	0897-75-2500			1
31	上島町生名火葬場「やすらぎ苑」	愛媛県越智郡上島町生名4495番地1	0897-76-3000			1
32	弓削斎場	愛媛県越智郡上島町弓削大谷105番地1	0897-77-2916			2
33	魚島火葬場	愛媛県越智郡上島町魚島1番耕地917番地	0897-78-0011	0897-78-0330	juumin@town.kamijima.ehime.jp	1

徳島県

番号	火 葬 場					
	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬炉数
1	徳島市立葬斎場	徳島県徳島市川内町鈴江西92	088-665-0429	088-665-0449		10
2	阿南市葬斎場	徳島県阿南市富岡町西池田51-3	0884-22-0623	0884-22-0740		5
3	鳴門市火葬場	徳島県鳴門市撫養町木津字江田21	088-686-3065	088-686-3065	simin@city.naruto.i-tokushima.jp	4
4	徳島行道株式会社	徳島県徳島市不動西町二丁目1525番地	088-631-0430	088-631-0430		4
5	吉野川市斎場	徳島県吉野川市鴨島町知恵島2137-1	0883-24-2739	0883-24-2739		4
6	阿北火葬場	徳島県阿波市市場町香美字西原15番1	0883-36-4132	0883-36-2715		4
7	美馬市葬斎場	徳島県美馬市脇町字西赤谷2678-2	0883-52-1393	0883-52-1393		3
8	せせらぎの風	徳島県美馬郡つるぎ町真光字せせらぎ1番地	0883-62-2349	0883-68-8349		3
9	三好東部火葬場「吉野の風」	徳島県三好郡東みよし町西庄字末石63-1	0883-82-2452	0883-82-2452		3
10	池田火葬場	徳島県三好市池田町字ヤマダ519-1	0883-72-0969	0883-72-7665		3
11	小松島市葬斎場	徳島県小松島市田野町字赤石北64-1	0885-35-1059	0885-35-1559	eiseicenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp	3
12	美波町由岐斎場	徳島県海部郡美波町木岐1000-1	0884-78-2211			1
13	美波町日和佐斎場	徳島県海部郡美波町日和佐浦444-3	0884-77-0094			2
14	牟岐斎場	徳島県海部郡牟岐町大字中村字大戸80-5	0884-72-0195			1
15	穴喰斎場	徳島県海部郡海陽町久保字板取243-144	0884-73-4152		juminkankyo@kaiyo-town.jp	1
16	那佐葬場	徳島県海部郡海陽町鞆浦字那佐41-7	0884-73-4152		juminkankyo@kaiyo-town.jp	1

香川県

番号	火 葬 場					
	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬炉数
1	高松市斎場公園	香川県高松市福岡町四丁目35番41号	087-822-1917	087-823-8933		11
2	高松市やすらぎ苑	香川県高松市香川町川内原2200番地	087-879-1222	087-879-1230		5
3	三木・長尾葬斎組合葬斎場「しずかの里」	香川県木田郡三木町大字井戸993番地	087-899-1161	087-899-1162		5
4	坂出市営田尾火葬場	香川県坂出市常盤町二丁目1-1	0877-46-4741			5
5	丸亀市桜谷聖苑	香川県丸亀市綾歌町岡田上686番地2	0877-86-1200	0877-86-1205		7
6	観音寺市燧望苑	香川県観音寺市大野原町丸井1183番地	0875-67-5650	0875-67-5652		6
7	綾川斎苑	香川県綾歌郡綾川町山田下952-2	087-878-2189	087-878-2189		3
8	宇多津町火葬場	香川県綾歌郡宇多津町567番地	0877-49-0826			2
9	多度津町火葬場	香川県仲多度郡多度津町本通3丁目4番1号	0877-33-4480			3
10	善通寺市斎場	香川県善通寺市与北町2694番地1	0877-63-6307	0877-63-3778		4
11	琴平町斎場	香川県仲多度郡琴平町1262番地4	0877-75-1021			2
12	まんのう町火葬場	香川県仲多度郡まんのう町吉野4204-6	0877-79-2883	0877-79-2883		3
13	三豊市七宝斎苑	香川県三豊市三野町吉津丙155番地4	0875-72-0196			3
14	三豊市豊中斎場	香川県三豊市豊中町下高野725番地1	0875-62-1233			2
15	三豊市高瀬火葬場	香川県三豊市高瀬町上勝間2518番地2	0875-72-5264			3
16	三豊市山本財田斎場	香川県三豊市山本町神田3355番地1	0875-63-4234			2
17	高松市庵治斎場	香川県高松市庵治町1391番地1	087-871-2539			2
18	高松市牟礼斎場	香川県高松市牟礼町原2260番地2	087-845-4944			3
19	さぬき市斎場	香川県さぬき市大川町富田中539番地2	0879-43-6655	0879-43-6699		4
20	東かがわ市大内斎苑	香川県東かがわ市町田287-1	0879-25-9030	0879-25-9031		2
21	東かがわ市白鳥斎苑	香川県東かがわ市西山192-14	0879-25-4511	0879-25-4511		3
22	直島町営火葬場	香川県香川郡直島町4758番地	087-892-2298			2
23	土庄町豊島斎場	香川県小豆郡土庄町豊島家浦3696	0879-68-3352			1
24	土庄町斎場	香川県小豆郡土庄町見目乙213	0879-65-2816			2
25	小豆島町池田斎場	香川県小豆郡小豆島町池田3830番地				2
26	小豆島町内海斎苑	香川県小豆郡小豆島町安田甲1471番地	0879-82-5084			2

10. 保健医療調整本部及び保健医療調整支部の設置について (平成31年2月14日健康政策部長通知)

30 高健政第 670 号
平成 31 年 2 月 14 日

健康政策部各課長
各福祉保健所長 様
障害保健支援課長

健康政策部長

保健医療調整本部及び保健医療調整支部の設置について（通知）

平成 29 年 7 月 5 日付け厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において、大規模災害が発生した場合には、都道府県災害対策本部の下に保健医療活動の総合調整を行う「保健医療調整本部」を設置することとされ、保健医療調整本部は、医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課等が参画し相互に連携して事務を行うこととされました。

この通知を受け、本県においても、災害医療対策本部及び支部体制に代えて、災害が発生した際に、医療分野、精神分野、衛生分野（保健衛生、埋火葬、水道、動物）の各担当部門が連携して保健医療活動を総合調整するための保健医療調整本部及び保健医療調整支部を設置することとし、災害医療対策本部及び災害医療対策支部の設置について規定している高知県災害対策本部規程の修正を危機管理・防災課に依頼するとともに、保健医療調整本部及び保健医療調整支部の組織及び分掌事務等については、新たに別添の「災害時の保健医療活動における組織体制計画」を策定しました。

つきましては、各所属において策定している災害関係の計画やマニュアル等について、保健医療調整本部及び保健医療調整支部の設置により影響が生じる場合は修正を行う等の対応をお願いいたします。

なお、高知県災害対策本部規程修正前に災害が発生した場合においては、本計画に基づき保健医療調整本部及び保健医療調整支部の体制をとることとします。

担当：健康長寿政策課
池本、宮脇
TEL：088-823-9666

災害時の保健医療活動における組織体制計画

第1 趣旨

平成28年4月に発生した熊本地震においては、被災県及び保健所における、保健医療活動チームの指揮・情報連絡系統が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。そのため、被災県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療ニーズ等、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が十分に行われず、保健医療活動が効果的に行われない場合があったことが指摘されている。

また、平成28年熊本地震における対応に関して、内閣官房副長官（事務）を座長とする平成28年熊本地震に係る初動対応検討チームにより取りまとめられた「初動対応レポート」（平成28年7月20日）において、医療チーム、保健師チーム等における情報共有に関する課題が指摘され、今後、「被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する」べきこととされた。

これらのことから、平成29年7月5日に厚生労働省から通知された「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たり、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとされた。

あわせて、同通知により、これまで医療救護班（医療チーム）の派遣調整等については平成24年医政局通知に基づく派遣調整本部が総合調整を行ってきたが、その機能を保健医療調整本部が担うこととし、派遣調整本部は設置しないこととされた。

このことを受け、本県においても、既存の災害医療対策本部及び支部の機能を拡大し、災害医療対策本部を保健医療調整本部に、災害医療対策支部を保健医療調整支部に改組することとする。

設置については、「高知県災害対策本部規程」で規定し、保健医療調整本部の組織体制や分掌事務、活動内容等について本計画で定めることとする。なお、保健医療活動の各分野における具体的な活動は個別の計画等で定めるものとする。

第2 県内で大規模災害が発生した場合

1 保健医療調整本部の設置

(1) 設置要件

保健医療調整本部は、高知県災害対策本部長（知事）が設置する。ただし、健康政策部長は、迅速な設置の必要がある場合は、高知県災害対策本部長の判断を待たずに保健医療調整本部を設置することができ、設置したときは高知県災害対策本部長にその旨を報告するものとする。

なお、高知県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、保健医療活動を開始することとする。

(2) 役割・業務

ア 役割

保健医療調整本部は、医療分野、精神分野、衛生分野（保健衛生、埋火葬、水道、動物）に関する総合調整を行う。

イ 業務

保健医療調整本部は、高知県災害対策本部のもとで、保健医療部門の総合調整を行い県内の保健医療活動を円滑に遂行する。

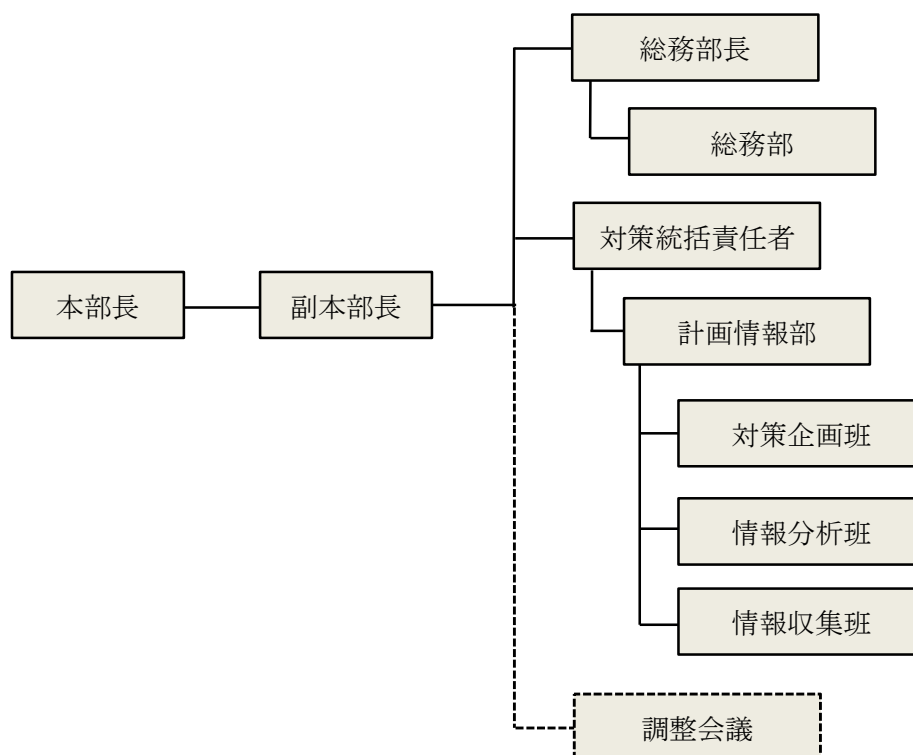
保健医療調整本部は次の業務を行う。

- (ア) 保健医療活動に関する情報の収集及び提供
- (イ) 保健医療活動に関する情報の整理及び分析
- (ウ) 県内の保健医療活動の対策立案・総合調整
- (エ) 保健医療調整支部の活動の支援
- (オ) 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び受援調整
- (カ) その他必要な事項

なお、各分野の業務については、個別の計画等で示すこととする。

(3) 組織

保健医療調整本部の組織は下図のとおりとする。



ア 本部長、副本部長

保健医療調整本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は健康政策部長、副本部長は同部副部長とする。本部長及び副本部長が参集できない場合には、健康政策部内の課長が代行する。

なお、本部長は、精神分野に関する重要な意思決定を行う際には、地域福祉部長に同意を求めることとする。

イ 総務部長

保健医療調整本部に総務部長を置く。総務部長は健康長寿政策課長とする。総務部長は本部長及び副本部長を補佐するとともに、総務部を統括する。

ウ 対策統括責任者

保健医療調整本部に対策統括責任者を置く。対策統括責任者は保健医療活動の各分野の担当課長（健康長寿政策課の担当分野は同課保健推進監）とする。

対策統括責任者は、担当分野の本部員を指揮命令し、計画情報部を統括する。計画情報部から報告された対策について、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や災害医療コーディネーター等の意見を聞いて対策を決定し、決定した対策等を関係機関に伝達し指揮調整する。

対策統括責任者のうち、本部長が指名する医師が対策を最終決定する。

また、本部長及び副本部長の指示のもと調整会議を設置運営し、指揮調整する。

なお、精神分野の対策統括責任者は、随時、地域福祉部長に状況を報告することとする。

エ 部

県保健医療調整本部に総務部及び計画情報部を置く。

総務部は、県保健医療調整本部の総合的な調整を行うとともに、県保健医療調整本部のロジスティクス機能として、広報、必要な資機材の調達、職員の労務管理を行う。

計画情報部は、収集・分析された情報をもとに対策を立案し、対策統括責任者に報告する。

オ 班

総務部及び計画情報部に班を置き、組織及び分掌事務は下記のとおりとする。

班員は保健医療活動の各分野の担当課の職員とする。

計画情報部の各班には、医療分野、精神分野、衛生分野の職員をそれぞれ配置する。

対策統括責任者は、必要がある時は、各班にリーダーを置くことができる。

具体的な職員の配置については別途定める。

部名	リーダー	班名	班員	分掌事務
総務部	—	総務班	健康長寿政策課員 健康政策部応援員	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療調整本部の総合的な調整 広報、必要な資機材の調達、労務管理等に関すること
計画情報部	必要に応じ各班又は各班の各部門にリーダーを置く。リーダーは対策統括責任者が指名する。	情報収集班	健康政策部全課員 障害保健支援課員 精神保健福祉センター員	情報の収集に関すること
		情報分析班	健康政策部全課員 障害保健支援課員 精神保健福祉センター員	情報収集班が収集した情報の分析、評価に関すること
		対策企画班 (必要に応じ地域ごとに分ける)	健康政策部全課員 障害保健支援課員 精神保健福祉センター員	<ul style="list-style-type: none"> 情報分析班の分析をもとに対策を企画立案 調整会議の運営 決定された対策等を関係機関に指示・要請

カ コーディネーター等

必要に応じて保健医療調整本部にコーディネーター等を置く。コーディネーター等の設置については各分野の個別計画等で定める。

(4) 計画情報部各班の役割分担及び業務の流れ

ア 情報収集班

各分野の担当者は、保健医療調整支部等を通じ、或いは各分野の個別計画等で定められた方法などにより保健医療活動の状況、支援要請の情報などを収集整理して、クロノロジーに記載する。情報収集にあたっては、他分野の担当者と連携し効率的に行う。また、収集した情報は必要に応じて情報収集班内で共有する。

イ 情報分析班

情報収集班からの情報を分析、評価し、ToDo リストの作成や被災状況の見える化、関係機関への情報発信などを行う。分析・評価した内容は必要に応じて情報分析班内で共有する。

ウ 対策企画班

各分野の担当者は、情報分析班から受け取った情報を持ち寄り、総合的に対策を立案する。立案した対策は対策統括責任者に報告する。

(5) 調整会議

保健医療調整本部長は、各個別計画等で設置することが定められているコーディネーターや外部団体及び外部支援チームの代表者等と、保健医療活動チームの受援調整等の協議調整を行うために、保健医療調整本部に調整会議を設置する。調整会議の運営は対策統括責任者及び計画情報部（対策企画班）が行う。

調整会議の構成員は、保健医療調整本部の方針や調整会議の決定事項に基づき、各支援チーム等に対して指示等を行う。

また、調整会議の構成員は収集した情報を計画情報部情報収集班に伝達する。

(6) その他の組織

その他、保健医療調整本部の運営に必要な組織については別途定める。

(7) 設置場所

保健医療調整本部は、高知市丸ノ内1丁目2番20号の県庁本庁内に設置する。県庁本庁舎が被災し保健医療調整本部を設置できない場合は、県警本部庁舎等の高知県災害対策本部が設置される場所に併せて設置する。

2 保健医療調整支部の設置

(1) 設置要件

保健医療調整支部は、高知県災害対策本部長（知事）が設置する。ただし、福祉保健所長及び高知市保健所長は、迅速な設置の必要がある場合は、高知県災害対策本部長の判断を待たずに保健医療調整支部を設置することができ、設置したときは保健医療調整本部長にその旨を報告するものとする。また、保健医療調整本部長が必要と認めた時は、福祉保健所長及び高知市保健所長に設置を命ずることができる。

なお、高知県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、保健医療活動を開始することとする。

(2) 支部名及び所在地等

保健医療調整支部は、県福祉保健所に設置する。また、高知市においては、高知市医療対策本部（高知市保健所）をもって県保健医療調整支部と位置づけることとし、

(3) アに記載する保健医療調整支部が担う「役割」の範囲は高知市の組織体制の状況により高知市が決定するものとする。被災により県福祉保健所に設置できない場合は、他の県行政庁舎等に設置するものとする。

各支部の設置場所と管内市町村は以下のとおり。

支部名	設置場所（所在地）	管内市町村
高知市支部	総合あんしんセンター内 高知市保健所 (高知市丸ノ内1丁目7番45号) 衛生分野のうち、埋火葬・水道を除く。 なお、埋火葬・水道に関する調整は下記が行う。 埋火葬：高知市遺体対応本部（市民協働部・環境部） 水道：高知市上下水道対策本部（高知市上下水道局）	高知市
安芸支部	安芸総合庁舎 (安芸市矢ノ丸1-4-36)	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東支部	中央東福祉保健所 (香美市土佐山田町山田1128-1)	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西支部	中央西福祉保健所 (高岡郡佐川町甲1243-4)	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
高幡支部	須崎第二総合庁舎 (須崎市東古市町6-26)	須崎市、梶原町、津野町、中土佐町、四万十町
幡多支部	幡多総合庁舎 (四万十市中村山手町19)	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町

(3) 役割・業務

ア 役割

保健医療調整支部は、管内における医療分野、精神分野、衛生分野（保健衛生、埋火葬、水道、動物）に関する総合調整を行う。

イ 業務

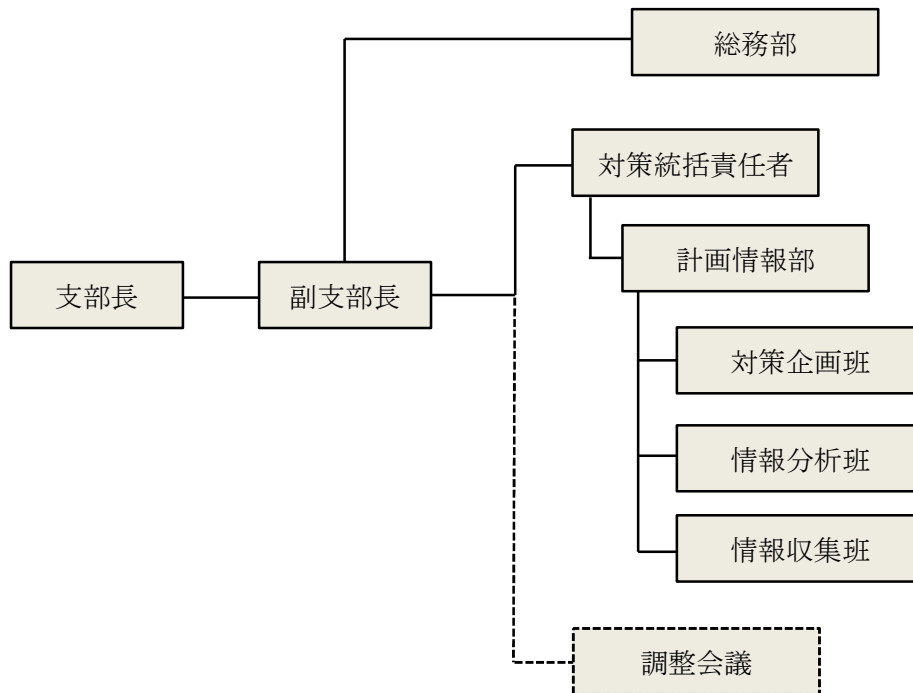
保健医療調整支部は、管内の保健医療部門の総合調整を行い、保健医療活動を円滑に遂行する。

保健医療調整支部は次の業務を行う。

- (ア) 保健医療活動に関する情報の収集及び提供
- (イ) 保健医療活動に関する情報の整理及び分析
- (ウ) 管内の保健医療活動の対策立案・総合調整
- (エ) 管内の市町村の保健医療活動の支援
- (オ) 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び受援調整
- (カ) 保健医療調整本部事務局との連絡調整
- (キ) その他必要な事項

(4) 組織

保健医療調整支部の組織は下図のとおりとする。



ア 支部長、副支部長

高知市以外の保健医療調整支部においては、支部長及び副支部長を置き、支部長は福祉保健所長、副支部長は次長（総括）とする。支部長及び副支部長が被災し参加できない場合はそれぞれ直近下位の役職者が代理する。

イ 対策統括責任者

高知市以外の保健医療調整支部においては、対策統括責任者を置く。対策統括責任者は福祉保健所保健監または次長とする。

対策統括責任者は担当分野の支部員を指揮命令し、計画情報部を統括する。計画情報部から報告された対策について、災害医療コーディネーター等の意見を聞き対策を決定し、決定した対策等を関係機関に伝達し指揮調整する。

また、支部長及び副支部長の指示のもと調整会議を設置運営し、指揮調整する。

ウ 部

県保健医療調整支部に総務部及び計画情報部を置く。

総務部は、県保健医療調整支部のロジスティクス機能として、広報、必要な資機材の調達、職員の労務管理を行う。

計画情報部は、収集・分析された情報をもとに対策を立案し、対策統括責任者に報告する。

エ 班

総務部及び計画情報部に班を置き、組織及び分掌事務は下記のとおりとする。

高知市支部以外の保健医療調整支部においては、支部員は支部長が指名する職員とする。被災によって必要な人員が不足する場合は、支部長が指名する者を配置する。

計画情報部の各班には、医療分野、精神分野、衛生分野の職員をそれぞれ配置する。

具体的な職員の配置については別途定める。

部名	班名	班員	分掌事務
計画情報部	情報収集班	支部長が指名する福祉保健所の職員	情報の収集に関すること
	情報分析班	支部長が指名する福祉保健所の職員	情報収集班が収集した情報の分析、評価に関すること
	対策企画班	支部長が指名する福祉保健所の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・情報分析班の分析をもとに対策を企画立案 ・調整会議の運営 ・決定された対策等を関係機関に指示・要請
総務部	総務班	支部長が指名する福祉保健所の職員	広報、必要な資機材の調達、労務管理等に関すること

オ 高知市支部

高知市は高知市地域防災計画における高知市医療対策本部の体制とする。

カ コーディネーター等

必要に応じて保健医療調整支部にコーディネーター等を置く。コーディネーター等の設置については各分野の個別計画等で定める。

(5) 計画情報部各班の役割分担及び業務の流れ

ア 情報収集班

各分野の担当者は、各分野の個別計画等で定められた方法などにより管内の市町村の状況、保健医療活動の状況、支援要請の情報などを収集整理してクロノロジーに記載する。情報収集にあたっては、他分野の担当者と連携し効率的に行う。また、収集した情報は必要に応じて情報収集班内で情報共有する。

イ 情報分析班

情報収集班からの情報を分析、評価し、ToDo リストの作成や被災状況の見える化、関係機関への情報発信などを行う。分析・評価した内容は必要に応じて情報分析班内で共有する。

ウ 対策企画班

各分野の担当者は、情報分析班から受け取った情報を持ち寄り、総合的に対策を立案する。立案した対策は対策統括責任者に報告する。

(6) 調整会議

保健医療調整支部長は、各個別計画等で設置することが定められているコーディネーターや外部団体及び外部支援チームの代表者等と、保健医療活動チームの受援調整等の協議調整を行うために、保健医療調整支部に調整会議を設置する。調整会議の運営は対策統括責任者及び計画情報部（対策企画班）が行う。

調整会議の構成員は、保健医療調整支部の方針や調整会議の決定事項に基づき、各支援チーム等に対して指示等を行う。

また、調整会議の構成員は、収集した情報を計画情報部情報収集班に伝達する。

(7) その他の組織

その他、保健医療調整支部の運営に必要な組織については別途定める。

3 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び受援調整

県内のみでは保健医療活動が展開できないと判断した場合には、全国へ保健医療活

動チームの派遣要請を行う。派遣された保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び受援調整について下記のとおり行うこととする。

(1) 行政からの支援

保健師等支援チームや災害時健康危機管理支援チーム等の行政からの支援チームについては、計画情報部が指揮又は連絡及び受援調整を行う。

(2) 民間からの支援

DMATなどの民間からの支援チームについては、保健医療調整本部（支部）の方針に基づき、調整会議の構成員が、各支援チーム等に対して指揮又は連絡及び調整を行う。

高知県広域火葬計画関係資料
【別冊】連絡先一覧表

令和7年9月

高知県

目 次

1.	市町村・保健医療調整本部・保健医療調整政支部	1
2.	県内火葬場	3
3.	近隣県火葬場	
	徳島県	5
	香川県	7
	愛媛県	9
	鳥取県	11
	島根県	13
	岡山県	15
	広島県	17
	山口県	21

1. 市町村・保健医療調整本部・保健医療調整支部

市町村連絡調整担当課

市町村名	担当課	電話番号	FAX番号	e-mailアドレス
高知市	中央窓口センター	088-823-9432	088-823-9968	kc-101300@city.kochi.lg.jp
室戸市	市民課	0887-22-5126	0887-22-1120	mr-010500@city.muroto.lg.jp
安芸市	環境課	0887-35-1023	0887-35-1026	kankyo@city.aki.kochi.jp
香美市	環境課	0887-53-1063	0887-53-3051	kankyo@city.kami.lg.jp
香南市	福祉事務所	0887-57-8509	0887-50-3012	fukushi@city.kochi-konan.lg.jp
南国市	福祉事務所	088-880-6566	088-863-1167	n-hogo@city.nankoku.lg.jp
土佐市	都市環境課	088-852-7647	088-852-7671	tosikan@city.tosa.lg.jp
須崎市	環境未来課	0889-42-5891	0889-42-5391	kankyo1@city.susaki.kochi.jp
四万十市	福祉事務所	0880-34-1120	0880-34-1880	fukusi@city.shimanto.lg.jp
宿毛市	環境課	0880-62-1252	0880-62-1273	kankyo@city.sukumo.lg.jp
土佐清水市	市民課	0880-82-1214	0880-82-1292	shimin-lg@city.tosashimizu.lg.jp
東洋町	住民課	0887-29-3394	0887-29-3813	jumin@town.toyo.lg.jp
奈半利町	住民福祉課	0887-38-4012	0887-38-7788	jyuminhukushi@town.nahari.lg.jp
田野町	住民福祉課	0887-38-2812	0887-38-2044	fukushi@town.kochi-tano.lg.jp
安田町	町民生活課	0887-38-6712	0887-38-6780	choumin@town.kochi-yasuda.lg.jp
北川村	住民課	0887-32-1214	0887-32-1234	jyumin@vill.kitagawa.lg.jp
馬路村	健康福祉課	0887-44-2112	0887-44-2779	hukushi@vill.umaji.lg.jp

広域火葬計画担当課(平常時)

機関	担当課	電話番号	FAX番号	e-mailアドレス
高知県	薬務衛生課	088-823-9671	088-823-9264	131901@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県保健医療調整本部(災害時)

機関	電話番号	FAX番号	e-mailアドレス
保健医療調整本部	050-3186-7889(スターリンク)	088-823-9137	131601@ken.pref.kochi.lg.jp
	088-823-9667(保健政策課)		
	088-823-9671(薬務衛生課)	088-823-9264	131901@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県保健医療調整支部(保健所連絡調整担当課)

機関	電話番号	FAX番号	e-mailアドレス
保健医療調整安芸支部	050-3149-3472(スターリンク)	0887-34-3170	130111@ken.pref.kochi.lg.jp
	0887-34-3173(衛生環境課)		
保健医療調整中央東支部	050-3173-0573(スターリンク)	0887-52-4561	130112@ken.pref.kochi.lg.jp
	0887-52-0004(衛生環境課)		
保健医療調整中央西支部	050-3173-0744(スターリンク)	0889-22-9031	130115@ken.pref.kochi.lg.jp
	0889-22-1286(衛生環境課)		
保健医療調整須崎支部	050-3173-2303(スターリンク)	0889-42-8924	130116@ken.pref.kochi.lg.jp
	0889-42-2004(衛生環境課)		
保健医療調整幡多支部	050-3182-2913(スターリンク)	0880-35-5980	130118@ken.pref.kochi.lg.jp
	0880-34-0085(衛生環境課)		

市町村名	担当課	電話番号	FAX番号	e-mailアドレス
芸西村	土木環境課	0887-33-2155	0887-33-4035	doboku@vill.geisei.lg.jp
大豊町	住民生活課	0887-72-0452	0887-72-0474	jumin@town.otoyo.lg.jp
本山町	住民生活課	0887-76-2115	0887-70-1102	juuki@town.motoyama.lg.jp
土佐町	健康福祉課	0887-82-0442	0887-70-1312	tosat-71@town.tosa.lg.jp
大川村	保健福祉課	0887-84-2211	0887-84-2328	d-fukushi@vill.okawa.lg.jp
いの町	環境課	088-893-1160	088-893-1212	kankyoutown.ino.kochi.jp
日高村	産業環境課	0889-24-4647	0889-24-4793	sangyou@vill.hidaka.lg.jp
佐川町	住民課	0889-22-7706	0889-22-4950	sk03015@town.sakawa.lg.jp
越知町	保健福祉課	0889-26-3211	0889-20-1186	center@town.ochi.lg.jp
仁淀川町	医療保険課	0889-35-1080	0889-35-0228	iryuhoken@town.niyodogawa.lg.jp
中土佐町	町民環境課	0889-52-2215	0889-52-2013	kankyo@town.nakatosal.g.jp
津野町	町民課	0889-55-2314	0889-55-2022	chomin@town.kochi-tsuno.lg.jp
禰原町	総務課	0889-65-1111	0889-40-2010	20-yusuhara@town.yusuhara.lg.jp
四万十町	環境水道課	0880-22-3119	0880-22-5040	110000@town.shimanto.lg.jp
黒潮町	環境政策室	0880-43-2119	0880-43-2676	kankyoseisaku@town.kuroshio.lg.jp
三原村	住民課	0880-46-2111	0880-46-2114	syuno@town.otsuki.lg.jp
大月町	住民課	0880-46-2111	0880-73-1733	juumin@vill.mihara.lg.jp

近隣県連絡調整担当課

機関	担当課	電話番号	FAX番号	e-mailアドレス
愛媛県	薬務衛生課	089-912-2390	089-912-2389	yakumueisei@pref.ehime.lg.jp
香川県	生活衛生課	087-832-3178	087-862-3606	eisei@pref.kagawa.lg.jp
徳島県	安全衛生課	088-621-2264	088-621-2848	anzeneiseika@pref.tokushima.lg.jp
岡山県	環境企画課	086-226-7299	086-233-7677	kanki@pref.okayama.lg.jp
広島県	食品生活衛生課	082-513-3097	082-227-1057	fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp
山口県	生活衛生課	083-933-2970	083-933-3079	a15300@pref.yamaguchi.lg.jp
鳥取県	くらしの安心推進課	0857-26-7185	0857-26-8171	kurashi@pref.tottori.lg.jp
島根県	薬事衛生課	0852-22-6697	0852-22-6041	yakuji@pref.shimane.lg.jp

2. 県内火葬場一覧

番号	I. 基本事項						
	名称	所在地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬炉数	竣工年月日
1	土佐清水市斎場	土佐清水市浦尻字大駄馬山 423-170	0880-82-1942	0880-82-1965		2	H11.7.1
2	宿毛市斎場	宿毛市山奈町芳奈3352番地	0880-66-2046			2	H4.3.25
3	幡多中央斎場	幡多郡黒潮町出口2771番2	0880-43-0077	0880-43-0088	hatasai@iwk.ne.jp	3	H7.3.31
4	四万十町斎場	高岡郡四万十町天ノ川158番地3	0880-22-4303			2	S62.3.31
5	中土佐町斎場	高岡郡中土佐町久礼7111番地24	0889-52-4117			2	S61.9.1
6	やすらぎの丘須崎斎場	須崎市池ノ内970-7	0889-40-0900	0889-40-0901		4	H12.8.31
7	高吾苑	高岡郡佐川町丙2789番地2	0889-22-4544	0889-22-0909	seiso5@kogohoku.ochi.kochi.jp	2	S53.2.1
8	高知市斎場	高知市幸崎75番地	088-832-3049	088-832-3091	kc-102100@city.kochi.lg.jp	10 (大型2、普通8)	H2.1.26
9	嶺北斎苑	土佐郡土佐町境560	0887-82-2425	0887-82-2425		3	H3.4.1
10	香南斎場	香南市赤岡町2018-2	0887-54-5550	0887-54-4664	konan_saijo@shirt.ocn.ne.jp	7	H4.4.25
11	杜の聖苑	安芸市伊尾木黒瀬谷山奥下 モ4035のイ	0887-35-5800			2	H28.11
12	中芸広域火葬場	安芸郡奈半利町乙4759番地4	0887-38-7023	0887-38-7023		2	H20.8.31
13	室戸市立室戸火葬場	室戸市室津2884番1	0887-23-3018	0887-22-1120		2	H27.11
14	東洋町斎場	安芸郡東洋町大字野根丙 2601番地3	0887-28-0828			1	H4.3.13

II. 設置・運営								
設置主体	火葬場担当部署	住所	電話番号	FAX番号	E-mail	平時 可能 火葬数	最大 可能 火葬数	電気ガス等 停止時の 稼働可否
土佐清水市	市民課環境室	土佐清水市天神町 11-2	0880-82-1214	0880-82-1292	shimin- lg@city.tosashimiz u.lg.jp	4	8	否
宿毛市	環境課	宿毛市桜町2番1号	0880-62-1252	0880-62-1273	kankyo@city.suku mo.kochi.jp	4	10	可 (自家発電)
幡多中央環境 施設組合		四万十市竹島2932-3	0880-33-1504	0880-33-1509	zichou@ia9.itkeep er.ne.jp	8	15	可 (自家発電)
四万十町	環境水道課	四万十町琴平町16番 17号	0880-22-3119	0880-22-5040	110000@town.shi manto.lg.jp	5	7	可 (自家発電)
中土佐町	町民環境課	中土佐町久礼6602- 2	0889-52-2215	0889-52-2013	kankyo@town.nak atosa.lg.jp	2	6	可 (自家発電)
高幡広域市町 村圏事務組合	高幡広域市町 村圏事務組合 事務局	須崎市山手町1番7号	0889-42-9311	0889-42-9740	mizukoban@md.pik ara.ne.jp	5	12	可 (自家発電)
高吾北広域町 村事務組合	高吾北清掃セ ンター	高岡郡佐川町丙2827 番地	0889-22-3111	0889-22-0909	seiso@r2.dion.ne.j p	7	10	可 (自家発電)
高知市	斎場	高知市幸崎75番地	088-832-3049	088-832-3091	kc- 102100@city.kochi .lg.jp	22	50	可 (自家発電)
嶺北広域行政 事務組合	事務局	長岡郡本山町本山 995	0887-76-3177	0887-76-3819	reihoku@reihoku- k.jp	4	6	可 (自家発電)
香南斎場組合	香南斎場組合 事務局	香南市赤岡町2018- 2	0887-54-5550	0887-54-4664	konan_saijo@shirt. ocn.ne.jp	12	21	可 (自家発電)
安芸市	環境課	安芸市矢ノ丸1丁目4 -40	0887-35-1023	0887-35-1026	kankyo@city.aki.ko chi.jp	4	16	可 (自家発電)
中芸広域連合	総務企画課	安芸郡安田町東島 2017番地	0887-38-4077	0887-32-1019	soumu@union.chu gei-kouiki.lg.jp	3	8	可 (自家発電)
室戸市	市民課	室戸市浮津25番地1	0887-22-5126	0887-22-1120	mr- 010500@city.muro to.lg.jp	4	16	可 (自家発電)
東洋町	住民課	東洋町大字生見758 -3	0887-29-3394	0887-29-3813	jumin@town.toyo.k ochi.jp	2	5	否

合計 86 190

3. 近隣県火葬場一覧

徳島県

県庁担当課	安全衛生課
電話番号	088-621-2264
E-mail	anzeneiseika@pref.tokushima.lg.jp

番号	火 葬 場						
	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬炉数	竣工年月日
1	徳島市立葬斎場	徳島県徳島市川内町鈴江西92	088-665-0429	088-665-0449		10	S56.12.15
2	徳島行道株式会社	徳島県徳島市不動西町二丁目1525番地	088-631-0430	088-631-0430		4	
3	鳴門市火葬場	徳島県鳴門市撫養町木津字江田21	088-686-3065	088-686-3065	simin@city.naruto.i-tokushima.jp	4	H19.10.31
4	小松島市葬斎場	徳島県小松島市田野町字赤石北64-1	0885-35-1059	0885-35-1559	eiseicenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp	3	
5	阿南市葬斎場	徳島県阿南市富岡町西池田51-3	0884-22-0623	0884-22-0740		5	S57.8.31
6	吉野川市斎場	徳島県吉野川市鴨島町知恵島2137-1	0883-24-2739	0883-24-2739		4	
7	阿北火葬場	徳島県阿波市市場町香美字西原15番1	0883-36-4132	0883-36-2715		4	H4.10.31
8	美馬市葬斎場	徳島県美馬市脇町字西赤谷2678-2	0883-52-1393	0883-52-1393		3	
9	池田火葬場	徳島県三好市池田町字ヤマダ519-1	0883-72-0969	0883-72-7665		3	H20.6.27
10	牟岐斎場	徳島県海部郡牟岐町大字中村字大戸80-5	0884-72-0195			1	
11	美波町日和佐斎場	徳島県海部郡美波町日和佐浦444-3	0884-77-0094			2	
12	美波町由岐斎場 ※連絡先は美波町由岐支所	徳島県海部郡美波町木岐1000-1	0884-78-2211			1	
13	那佐葬場	徳島県海部郡海陽町鞆浦字那佐41-7	0884-73-4152		juminkankyo@kaiyo-town.jp	1	S61.3.31
14	穴喰斎場	徳島県海部郡海陽町久保字板取243-144	0884-73-4152		juminkankyo@kaiyo-town.jp	1	S58.3.20
15	せせらぎの風	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字せせらぎ1番地	0883-62-2349	0883-68-8349		3	
16	三好東部火葬場「吉野の風」	徳島県三好郡東みよし町西庄字末石63-1	0883-82-2452	0883-82-2452		3	

設置主体		各市町火葬場担当部署				
名称	住所	名称	住所	電話番号	FAX番号	E-mail
徳島市	徳島県徳島市 幸町2-5	住民課	徳島県徳島市 幸町2-5	088-621-5134	088-655-8246	jyumin @city.tokushima.lg.jp
徳島行道 株式会社	徳島県徳島市 不動西町二丁目1525番地	徳島行道 株式会社	徳島県徳島市 不動西町二丁目1525番地	088-631-0430	088-631-0430	
鳴門市	徳島県鳴門市 撫養町南浜字東浜170	クリーンセンター 管理課	徳島県鳴門市瀬戸町 堂浦字浦代105-17-2	088-684-1135	088-683-7579	simin @city.naruto.i-tokushima.jp
小松島市	徳島県小松島市 横須町1-1	環境衛生センター	徳島県小松島市 芝生町字花谷3番地	088-532-8290	0885-32-8295	eiseicenter@city. komatsushima.i-tokushima.jp
阿南市	徳島県阿南市 富岡町トノ町12-3	市民生活課	徳島県阿南市 富岡町西池田51-3	0884-22-1116	0884-22-0063	shiminka @anan.i-tokushima.jp
吉野川市	徳島県吉野川市 鴨島町鴨島115番地1	環境企画課	徳島県吉野川市 鴨島町鴨島115番地1	0883-22-2230	0883-22-2247	kankyou @yoshinogawa.i-tokushima.jp
阿北火葬場 管理組合	徳島県阿波市 市場町香美字西原15番1	阿北火葬場 管理組合	徳島県阿波市 市場町香美字西原15番1	0883-36-4132	0883-36-2715	ahokukasou @ca.pikara.ne.jp
美馬市	徳島県美馬市 穴吹町穴吹字九反地5	市民課	徳島県美馬市 穴吹町穴吹字九反地5	0883-52-8001	0883-53-9919	shimin @mima.i-tokushima.jp
三好市	徳島県三好市 池田町シンマチ1395番地1	環境課	徳島県三好市 池田町シンマチ1395番地1	088-372-3436	0883-72-0136	kankyou @city.tokushima-miyoshi.lg.jp
牟岐町	徳島県海部郡牟岐町 大字中村字本村7-4	住民福祉課	徳島県海部郡牟岐町 大字中村字本村7-4	0884-72-3416	0884-72-2716	mugūjyuufuku @mugi.i-tokushima.jp
美波町	徳島県海部郡美波町 奥河内字本村18-1	住民生活課	徳島県海部郡美波町 奥河内字本村18-1	0884-77-3613	0884-77-1666	jumin @minami.i-tokushima.jp
美波町	徳島県海部郡美波町 奥河内字本村18-1	住民生活課	徳島県海部郡美波町 奥河内字本村18-1	0884-77-3613	0884-77-1666	jumin @minami.i-tokushima.jp
海陽町	徳島県海部郡海陽町 大里字上中須128	住民環境課	徳島県海部郡海陽町 大里字上中須128	0884-73-4152	0884-73-3097	juminkankyo @kaiyo-town.jp
海陽町	徳島県海部郡海陽町 大里字上中須128	住民環境課	徳島県海部郡海陽町 大里字上中須128	0884-73-4152	0884-73-3097	juminkankyo @kaiyo-town.jp
美馬西部共立 火葬場組合	徳島県美馬郡つるぎ町 貞光字せせらぎ1番地	住民課	徳島県美馬郡つるぎ町 貞光字東浦1番地3	0883-62-3111	0883-62-5092	jyumin @tsurugi.i-tokushima.jp
東みよし町	徳島県三好郡東みよし町 加茂3360	環境課	徳島県三好郡東みよし町 加茂3360	0883-79-5343	0883-79-3235	kankyou01 @town.higashimiyoshi.lg.jp

香川県

県庁担当課	生活衛生課
電話番号	087-832-3178
E-mail	eisei@pref.kagawa.lg.jp

番号	火 葬 場						
	名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	E-mail	火葬 炉数	竣工 年月日
1	高松市斎場公園	香川県高松市 福岡町四丁目35番41号	087-822-1917	087-823-8933		11	H3.3.10
2	高松市牟礼斎場	香川県高松市 牟礼町原2260番地2	087-845-4944			3	S53.4.1
3	高松市庵治斎場	香川県高松市 庵治町1391番地1	087-871-2539			2	H8.12.1
4	高松市やすらぎ苑	香川県高松市 香川町川内原2200番地	087-879-1222	087-879-1230		5	H7.11.30
5	丸亀市桜谷聖苑	香川県丸亀市 綾歌町岡田上686番地2	0877-86-1200	0877-86-1205		7	H11.4.1
6	坂出市営田尾火葬場	香川県坂出市 常盤町二丁目1-1	0877-46-4741			5	S28.4.1
7	善通寺市斎場	香川県善通寺市 与北町2694番地1	0877-63-6307	0877-63-3778		4	S54.10.25
8	観音寺市燧望苑	香川県観音寺市 大野原町丸井1183番地	0875-67-5650	0875-67-5652		6	H21.4.1
9	さぬき市斎場	香川県さぬき市 大川町富田中539番地2	0879-43-6655	0879-43-6699		4	H10.11.10
10	東かがわ市大内斎苑	香川県東かがわ市 町田287-1	0879-25-9030	0879-25-9031		2	S53.8.31
11	東かがわ市白鳥斎苑	香川県東かがわ市 西山192-14	0879-25-4511	0879-25-4511		3	H11.3.31
12	三豊市高瀬火葬場	香川県三豊市 高瀬町上勝間2518番地2	0875-72-5264			3	S52.10.1
13	三豊市山本財田斎場	香川県三豊市 山本町神田3355番地1	0875-63-4234			2	S53.4.1
14	三豊市七宝斎苑	香川県三豊市 三野町吉津丙155番地4	0875-72-0196			3	S57.12.1
15	三豊市豊中斎場	香川県三豊市 豊中町下高野725番地1	0875-62-1233			2	S53.4.1
16	土庄町斎場	香川県小豆郡土庄町 見目乙213	0879-65-2816			2	S59.3.31
17	土庄町豊島斎場	香川県小豆郡土庄町 豊島家浦3696	0879-68-3352			1	H1.3.20
18	小豆島町池田斎場	香川県小豆郡小豆島町 池田3830番地				2	S63.9.1
19	小豆島町内海斎苑	香川県小豆郡小豆島町 安田甲1471番地	0879-82-5084			2	H11.4.1
20	三木・長尾葬斎組合葬場 「しずかの里」	香川県木田郡三木町 大字井戸993番地	087-899-1161	087-899-1162		5	H11.4.1
21	直島町営火葬場	香川県香川郡直島町 4758番地	087-892-2298			2	S59.3.31
22	宇多津町火葬場	香川県綾歌郡宇多津町 567番地	0877-49-0826			2	H12.7.1
23	綾川斎苑	香川県綾歌郡綾川町 山田下952-2	087-878-2189	087-878-2189		3	H22.2.10
24	琴平町斎場	香川県仲多度郡琴平町 1262番地4	0877-75-1021			2	H14.4.1
25	多度津町火葬場	香川県仲多度郡多度津町 本通3丁目4番1号				3	
26	まんのう町火葬場	香川県仲多度郡まんのう町 吉野4204-6	0877-79-2883	0877-79-2883		3	H7.3.27

